

(第一類 第九号)

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十二号

(四一八)

昭和四十八年五月八日(火曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村 近四郎君

理事 羽田 忠文君

理事 板川 正吾君

理事 神崎 敏雄君

理事 稲村 利幸君

小川 平二君

大久保 武雄君

小川 省二君

塩崎 潤君

西村 直己君

前田 正男君

岡田 哲児君

上坂 昇君

渡辺 三郎君

近江 巳夫君

玉置 一徳君

出席國務大臣

國務大臣

(經濟企画庁長官)

出席政府委員

經濟企画政務次官

官

經濟企画庁總合

計画局長

科學技術庁計画

局長

委員外の出席者

經濟企画庁長官

官房參事官

商工委員會調查

室長

委員の異動

五月八日

辭任

小山 省二君

同日

辭任

前田 正男君

補欠選任

前田 正男君

補欠選任

小山 省二君

五月一日

中小小売商店の營業保護に関する請願(瀬野榮

次郎君紹介)(第三五六六号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第三五六八号)

本日の會議に付した案件

總合研究開発機構法案(内閣提出第五七号)

○浦野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、總合研究開発機構法案を議題といた

します。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。前田正男君。

○前田(正)委員 この際、私の質問する立場から

御説明させていただきたいと思うのであります

が、私は、昭和四十五年の六月から七月にかけま

して衆議院の科學技術特別委員會の各委員の

方たちと科學技術調査団を編成いたしました、私

が団長となりまして、いわゆる世間でシンクタン

クといっているようなところをアメリカのランド

とか、その他のところとか、あるいはフランド

ス、ドイツ、スウェーデン等の同様の機關の視察

をいたしました。ぜひひとつ日本にも社会的な問

題等を取り上げるところの科學的手法による總合

的な研究開発機關が必要ではないかということを

考えまして、帰国してからは、自民党に二階堂

現官房長官を委員長とする特別委員會がござい

まして、私も副委員長となりまして、商工關係の方

、科學技術情報關係の方たちとの問題について検

討を進めてまいりました。そうして學界とか經濟

界、言論界等各方面的御意見を聞きまして取りま

す。と、この間、政府は昭和四十六年、四十

七年度と調査費をつけまして、具體的調査、立案

をするように私たちも促したわけでございます。

そしてここに昭和四十八年度としてすでに三十億

の出資金の予算も成立をいたしました。

本日、法案の審議に入りますにあたりまして、

これを推進してきましたものとしてももちろん賛成

であり、一日も早い成立を期待しているものであ

りますが、この際、將來この機構の発足、運営に

ついての問題点について大臣及び政府關係者の考

え方を明らかにしておきたいと思う次第でござい

ます。

まず、シンクタンクについて、先ほど申しまし

た調査でも明らかであります、通常次のような

定義がつけられておるのでございます。すなわち、

シンクタンクは、第一に複數學問分野にまたがる

問題を取り扱うものであること、第二に未來指向

型の問題を取り扱うものであること、第三に科學

的手法を用いて問題解決に当たるものであること

と、第四に独立性を有することでありまして、い

わゆるポリシーサイエンスを扱うものであり、こ

のポリシーというものは当然人間を対象とするわ

けでございまして、さきの調査におきまして、

人間指向の問題を科學的手法で解決するところが

シンクタンクである、あるいはまた、技術を人間

關係に適用するのがシンクタンクである、こうい

うような話も聞かしていただいていたわけござ

います。

また、わが国におきましては、總合的なデータ

バンクも欠けておりまして、これも当然必要なも

のでございまして、これらのようなことがこの

法案に配慮が払われておると思うのであります。

けれども、また、この機構の運用につきましては、

以上のようなシンクタンクとしての問題点につ

いて当然心がけて運用するべきであると思われ

てございまして。

さらに、このシンクタンクは、もちろん軍事産

業に使われるというようなことはないうると思

つてございまして、これらの問題につきまし

て、その運営についてひとつ大臣から心がまえを

お聞きしたいと思われましてございまして。

○小坂國務大臣 お答えを申し上げます前に、

第一類第九号

商工委員會議錄第二十二号

昭和四十八年五月八日

本問題についての前田委員のたゆまざる御努力、また御見識に對しまして深く敬意を表したいと思ひます。

ただいまの御質問でございますが、本機構は、本法の第一条、これは目的をうたつておるわけでございます。並びに第二十三条、これは業務について書いてございますが、それに基づきまして総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行なうことにいたしております。この面でデータバンク的な機構を有することにならうと存じます。

また、機構の運営にあたりましては、これらのデータを積極的に集めまして、使いやすき形に整理し、広く国民一般の利用に供するように心がけてまいりたいと思ひます。

また、最後に御指摘になりました軍事研究等に使用されないかどうかという点でございますが、私も、軍事の問題あるいは治安の問題、そういうものにこの機構を使うという考えは持つておりません。

○前田(正)委員 次に、具体的問題についてお聞きしたいと思ひますが、今年度のお出資について、その必要性及び政府以外のどういふところに期待しておるか、また、この出資が政府以外のところでどの程度集まってくる見込みがあるか、こういう点についてお聞きしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 本機構への出資でございますが、経済界や各種団体、あるいは地方公共団体等、政府以外のものからもこれを期待していただくと思ひます。

近年、経済界等におきましても総合的な研究開発を要するようなるもの問題の解明に対する意欲がうかがわれるのでありまして、そのための活動についての理解が得られるものと思ひますので、本機構への出資のめどは十分にある、かように考へております。

○前田(正)委員 それでは、本年三十億、政府以外から三十億、六十億ということでございますが、

今後のこの出資の見通しはどういうふうになつておるか、及びその運営の経費の予想はどうか、こういうことについてお聞きしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 本機構は、政府の出資金三十億円と政府以外からの出資金でもって設立されるものでございますが、これだけでは資金的基盤が十分であるとはいえないと思ひます。まずまず複雑化したします経済社会におきまして、今後本機構に対する期待や要望も高まってくるものと思われ、これらに十分対処し得るように将来出資金の増加等、資金的な基盤の拡大を実情に応じて実施してまいりたいと思ひます。機構の組織等もそれに伴ひまして当然強化されていくものと思ひます。

なお、国民の期待に十分こたえ得る理想的な姿としては、現在のところ、三百億円の基金構想が考へられておる次第でございます。

○前田(正)委員 相当大規模なものをぜひお願いしたいと思つておるわけでございます。

次に、この機構の問題点になるのは人材の確保という点でございます。この見通しについては、まず自由な研究ができるか、優良な環境のもとでやれるか、あるいは特別な待遇ができるか、たとえば公務員ベース等にかかわるようなもの、そういうふうなものに對して特別に考へられるか、あるいはまた、当然大学とか、官庁からも出向してもらわなければなりませんけれども、これらの人についての優遇あるいはその恩給の継続の措置あるいは民間とのベースの間の格差等をどうするか、こういうような特別の考へ方によつてこの人材の確保ができるかどうか、その見通しについてお聞きしたいと思ひます。

○小坂国務大臣 仰せのとおり、この機構を十分に活用して国民の期待に沿ひまして運営してまいりますためには、学界や経済界等民間の団体の自主的な、積極的な御協力を期待しなければならぬと思ひます。また、関係各省庁間の人材もここに喜んで入つてこられるような、そういう運営が望ましいと思ひます。

そこで、この機構の任務でございますけれども、総合的な研究開発の推進には、特に自主性の確保ということが必要であると存じまして、良好な環境のもとに自由な雰囲気の中で研究開発が行なわれることが望ましいと存じます。政府としても、かりそめにも、みだりに干渉することがないように心がけてまいり所存でございます。また、学界等の民間の協力についても、十分御理解が得られるような努力をいたしたい、かように考へるわけでございます。

また、機構の面でも政府から出資を受けるものでございまして、内閣総理大臣の認可法人でもある程度は受けなければならぬと思ひますが、これをできるだけ最小限にしたいというふうに存するのでございます。その意味で、本機構法の監督規定は、他の認可法人等と比べて大差はないわけでございますが、運用資金、余裕金の運用、それから給与、退職手当の支給等の基準につきましては、いろいろそうした関係の規定を免除している点におきまして、相当ゆるやかなつておるわけでございまして、

なお、本機構では、第一条の目的で「自主的な立場」ということ、それから第二十五条の「国との関係」で「自主性を尊重」ということを明記いたしておりますが、これらは総合的な研究開発の推進のために、特に必要とされる自主性の確保を担保するために、本機構法上特に取り入れられた点でございます。

○前田(正)委員 諸外国の例を見ましても、特に給与あるいは待遇等は特別の計らいをしないとなかなか必要な人材が集まつてこない。もっともプロジェクトチームをつくりましてそうして研究するわけでありまして、プロジェクトチームは任務が終われば解散するといふわけですから、永久的な給与待遇ではないと思ひますけれども、その研究に携わつてゐる間の給与自身がむずかしければ、特別研究手当とか何か特別ないろいろの方法について特別に考へ願わぬかと人材が集まつてこ

ないと思ひますし、先ほどお話がありましたように、二十五条において特にわざわざ「国との関係」について「自主性を尊重する」といふことがうたわれておるわけでございますから、特にひとつゆるやかにお願いをしたいと思ひます。

次に、この機構の設置場所あるいはホームステッド型のリサーチセンターをつくるという環境の問題については、優良な場所が必要でございます。したがつて、国は国有地等を優先的に貸し付けたりあるいは有利に払い下げたり、そういうようなことができるかどうか、こういうことについてお伺ひしたいと思ひます。

○宮崎(仁)政府委員 ただいま御質問でございますが、そういうことをやるというところからいへば、規定は、この二十三条の業務の中に書いてございます。したがつて、ホームステッド型の研究所というふうなこともいわれておりますし、かなり良好な環境を持った、りっぱな施設を持った研究所をいづれはつくるといふようなことになつてまいらると思ひますが、そういう場合に、これはいま考へておる基金のオフィスとは別に、環境のいい、しかも情報の集積という点から見て、環境のいい、しかも情報の集積という点から都市周辺の適当なところということになります。大都市周辺の適当なところということになります。他そういう利用ができるものを出資の形なり何なりで出していただきまして利用してまいらるということは当然考へていきたいと思ひます。いますぐにはどういふことではございませんけれども、これから足りると思ひます。

○前田(正)委員 ぜひひとつそういうふうな、政府もできるだけの協力をお願いしたいと思ひます。

次の問題は、「業務」に書いてございますように、機構がみづから研究実施する部分はもちろん総合的な分野の問題、社会的な問題等を解決する政策問題が主であると思ひますので、当然

それはナショナルプロジェクト的なものであると思うのです。ところが、民間への委託助成、こういうことも同時にやるわけでございますので、その民間への委託助成というものを積極的に利用する必要があると思うのですけれども、そのみずからやるものと民間への委託助成をするものとを区別の方及び民間を積極的に大いに利用する方針であるかどうか、こういう点についてお聞きしたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 先ほど長官から御答弁申し上げましたように、大体この機構の当面の運用は基金構想を中心としてまいりたいと思っております。また、したがって、民間研究機関への助成ということが相当行なわれるということになると思っております。

その際に、一体どういう基準で助成をしていくかということになってまいりますが、これはやはり民間の研究機関のほう、あるいは民間のシンクタンクのこれらの成長ということにも関係してまいりまうけれども、当面の一応の考え方としては、まず四つほどの基準を考えております。

第一は、成果が、この第一条の目的である現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に資するということ、それから第二に、調査研究活動が中立的であるということ、第三に、有能な調査研究スタッフを組織できるという場合、それから第四に、研究活動において、調査研究の実施等において十分な能力を有しておる、こういうふうな認められる場合、こういう場合に助成をしていきたいと思っております。

それで、みずから実施をするということは、このような形ではとても対処できないような非常に広範な問題であって、一般的な問題である場合にこの機構がみずから実施をするという形で各方面の研究を何なりを集めまして、これはまとめて先ほどお話ししたプロジェクトリーダーを中心としてやっていく、こういう方式をやっていく場合も考えておる、こういうことでございます。

○前田(正)委員 したがって、各省庁が直接または民間へ委託助成しているものもありまして、いまお話ししましたように、この機構が委託研究するものがあります。そういうものの総合的な調整はどうするか、あるいはまた、この機構がいろいろの研究の推進をするときに、その運営につきまして各省との間の協議が必要だと思っております。この点については、この法案の提案の過程におきましても相当議論があったところでございまして、各省間でいろいろと相談をしたということでございます。また、これは政府の考え方でございますので、ひとつ大臣から、政府としてはどういう方針で各省間の調整を協議するか、お答えをお願いしたいと思います。

○小坂国務大臣 たいへん重要な点だと考えております。機構は、その業務を通じてわが国における総合的な研究開発を推進するものであります。近年各省庁にありましても、この問題について強い関心を示しましてそれぞれの施策を講じておりまして、国全体の総合的な研究開発の効率性の観点から、機構の事業計画等につきまして関係各省と十分協議することになっております。つきましては、機構の設立、運営その他総合研究開発に関する基本的な事項につきまして協議し、かつ調整をはかるために、関係事務次官等からなる協議会、かりに総合研究開発協議会とでも申しましうか、そういうものを設けることを考えておるのでございます。この場におきまして、御指摘の課題と取り組んでまいりたい、かように考えております。

○前田(正)委員 せっかくできることでありますから、ひとつ従来の政府の欠陥といわれておりますプロジェクトリズムはぜひ廃止して、お互いよく協議調整をしてこの成果をあげるように努力していただきたいと思います。

次に、具体的な内容についてひとつお聞きしたいと思っております。まず最初に、社会的な問題と技術文明といいますが、こういう問題について今後いろいろ問題があるわけでは

が、その基本をなすものは、やはり科学技術による新しい評価システムというようなものが必要だと思っております。けれども、こういうものについて、この総合開発機構としてはどういうふうに取り扱っていくか、まず聞きたいと思っております。

○宮崎(仁)政府委員 その辺がこの機構の一番目玉になる重要なところでございまして、実際にどういうふうなやっていくかというのは、やはりこの機構ができてからの問題になると思っております。一応法律上のシステムといたしましては、研究評議会というものをつくってございまして、ここに非常に重要な責務を負わしております。研究評議会委員の選任にあたりましては、内閣総理大臣の承認を必要とするというようにもしております。

おるのはそういうわけでございまして、当然このように、いわゆるシステムズアナリシスというふうなことがいわれておりますが、そういうことについての専門家、それからいまお話しがございまして非常に広範な問題についての見識を有する方々、そういう方々にお入りいただきまして、最新の科学的な成果等を踏まえて評価をしていただく、あるいは課題の選定もそういうことを通じてやっていただく、こういうことになってまいろうかと思っております。この点については科学技術庁等とも十分これから御相談をいたしながら、実際の運営の方式等をきめてまいりたいと思っております。

○前田(正)委員 この機構は社会的な問題を大きく取り上げていただかなければならぬわけでございますが、そういうことになると、当面しました問題としては、公害が起らないようなシステムの研究であるとか、あるいは自然破壊がやかましくいわれておりますが、その自然の保護、そういうようなシステムの問題とか、あるいは物資の流通管理のような問題、これは物価の問題に關係してくると思うのですが、こういうような当面しましたやはり大きなプロジェクト的なものが考えられるのですけれども、こういう問題については総合開発機構として取り扱っていくつもりで

おるかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○宮崎(仁)政府委員 大体いま御指摘になりましたようなことを中心に問題を取り上げていくという考え方でこれがつくられておるわけでございまして。ただ、基金の規模、それから事業規模といいますが、そういう点から考えましてどの程度まで取り上げ得るか、いずれも大問題でございまして、どれもこれもみんなやるといふわけにはまいらないかもしれません。その辺の選定は、基金の大きさとそれから優先順位ということを考えながらやってまいりたい、こういう考えでございます。

○前田(正)委員 せっかく大きな構想を持って出されるのでありますから、こういう当面国民の考えております問題についても、各方面の権威の考え方、頭脳を集中してぜひひとつ将来にわたってこの解決のシステムを考えてもらいたいと思っております。先ほど大臣の御答弁の中に、地方自治体もこの機構に参加していただく、こういうお話もございました。当然利用していただくならばなぬと思っておりますが、そういうことになりまうと、いまやかましく言われておる中核都市の問題についての新都市の建設システムであるとか、あるいは農村の環境を形成していく技術開発のシステムとか、こういうような問題も当然取り上げなければならぬと思うのですけれども、その点についてはどう考えておられるか。

○小坂国務大臣 私どもは、ますます複雑化いたしてまいります現代の経済社会におきましては、やはり地方公共団体も国と同様にそれぞれの難問題をかかえておるわけでございまして、それらの問題の解決には、この機構が推進しようとしております総合的な研究開発が必要となるものと考えておるわけでございます。この点は、いま前田委員の御指摘のとおりと考えておるわけでございまして、このような意味におきまして、地方公共団体が、この機構へ出資をしたいということを

言ってくださることを実は期待をしておるわけでもございまして、情報の交換や研究成果の利用等でも十分に地方公共団体との間に協力してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○前田(正)委員 わが国の今後の大きな問題の一つとしては、これだけ経済も発展したことであるから、発展途上国への経済協力という問題があるわけでございますが、個々のプロジェクトについては、各国との相互間の交渉の問題としなければなりませんけれども、そういう問題を考えたいくについて、相手側の国への経済協力をしていきますと工業化という問題が出てまいりまして、当然そこに住んでおります住民の生活環境といひますか、生態系とよくいってありますエコロジーという問題が出てくると思っておりますが、こういう問題も当然考えて、その基盤に立って経済協力というものを具体的に取上げていくべきだと思っております。そういう点について、この機構は、そういう発展途上国への経済協力による工業化とエコロジーの関係の問題を取り上げるべきじゃないかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○小坂国務大臣 最近の経済協力というのは、相手方の立場に立って協力するということがよくいわれるわけでございますが、それをさらに科学的に分析いたしまして、ただいま前田委員御指摘のような、そのエコロジーというものを把握して、その上に立っての協力というほうがさらに効果をあげることだと思っております。さらにまた、資源の問題が非常にやかましくなっておりますわけでございますが、資源保有国のほうでは、それを金で売るといふことよりもむしろその資源を出すことによって自分の国の開発を進めたいし、あるいはまた、国民の生活を向上させたいという気持ち強いわけでございますので、そういう点で、本機構を設立していただきまして、十分経済協力の面でも活用していただくということは非常に望ましいこととございまして同時に、ぜひ効果的にこれを運用していかねばならぬと思っております。

でございます。

○前田(正)委員 最近、世界においては、エネルギーとか資源とかいう問題から、あるいは成長の限界とかいうような問題等もあるということで、国際的なグローバルないろいろな研究、総合開発的な研究が行なわれようとしておりまして、たとえば、ローマクラブ等がありまして、日本においてもその支部があつて、最近も成長の限界の中間報告をしておられますが、それについても政府は幾らか協力をしておられるようでございますけれども、さらに御承知のとおり、エネルギー問題とか都市問題等取り上げまして、米ソも出席をして、ウイーンにできることになっております国際応用システム研究所、これにも当然政府は協力するというような立場でございますけれども、これらの国際的なグローバルなものとの協力をするセンターとしてこの総合開発機構を利用していくべきじゃないか、こういうふうな考えられるわけでございます。どうも従来の助成、応用しておるの、あまりはつきりしないような形で助成、応用しておるようでございますけれども、こういう国際的なものには、当然国としてまともな立場からはつきり協力していくべきじゃないか、そういう協力のセンターとしてこの総合開発機構を使うのがいいのではないかと考えられますが、その点についてひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘のように、ローマクラブの活動について、あるいは国際応用システム研究所の問題等につきまして、わが国は、ローマクラブの日本支部とか、あるいは国際応用システム研究所の委員会とかいう形でそれぞれ参加をし、協力をいたしております。しかしながら、この機構ができました活動を開始するというようなことになってまいりますと、問題の性格から見まして非常に関係の深い問題になってまいります。特に国際応用システム研究所は、まさにこういう形でのシンクタンクのいわば各国国際的研究所というふうなものでございまいしょうから、この機構は、そういった交流なりあるいは協力の中心にな

るといふ形で運営してまいる必要があるだろう、こう考えております。

○前田(正)委員 ぜひひとつ協力の中心となると同時に、政府から、あるいはその他民間からの応援のしかたも、まああまりいろいろな関係でこれに助成するというような形よりか、すっきりした形で助成をしていったほうがいい、そういう点でこの機構を利用していったほうが形がすっきりしているのではないかと私は感じておるわけでございます。

そこで、次に、先ほども大臣の答弁にありましたけれども、このデータバンクという問題が実は非常に問題でして、各省でいま貴重な資料をたくさん持つておるのでございましてけれども、その貴重な資料がなかなかつかない、また、必要なときにすぐ手に入らない、各省持つておるのですけれども、利用したい人がすぐ利用できない、こういうようなことでございまして。したがって、このデータバンクをなるべく早くスタートさせる必要があると思つておるわけでも、しかしまた、これを完全に全部データをそろえるということもなかなか大事業でございまして、せっかく各省にあるのですから、各省が持つておるデータのうちに、総合開発研究に必要なものも上り抜いてきてまして、そしてそれをつないで、また必要ならば各省のデータとの間で連絡ができる、こういうようなデータバンクを設ける、自分のところでは全部持たなくても、各省が持つておりましたら、データバンクからそれにつなぐといふ、こういうような組織でやつていけば、そう膨大なデータバンクをつくらなくてもいいのではないかと、しかし、いざにいたしても早くスタートしなさいと、せっかく各省が持つておるのに、これを各省が握りつぶしておるといふ失礼ですけれども、その省では利用しておるのですけれども、一般的に利用したい人がたくさん民間にも学者にもその他政府のほかの省庁にもあると思うのですが、それがなかなかつなぐていない。それをつなぐといふような意味でも、この機構が早く

データバンクに手をつける必要があるのではないかと、私はこう考えておるのですけれども、それについてひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮崎(仁)政府委員 先生かねての御見識を伺つておりますが、この機構におきましては、二十三条にございまして「総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供」ということが書かれておりますとおり、データバンクの性格を持たしたいと思つておるわけでございます。しかし何ぶんにも、いま御指摘のとおり関係各省非常にたくさんございまして、また、ここでどの程度の規模でやっていくかということによりましては相当膨大な人員も必要とするといふようなこともあるようでございますから、その辺の能力との関係を考えながら効率的にうまくやっていくというためには、いまおっしゃつたように、関係各省のそれぞれの機構なり、あるいはデータというものの処理能力というものをうまく使っていくということが必要だと思ひます。この辺については、行政管理局あたりとの御相談も必要でありまいし、あるいは科学技術庁あたりとも御相談していく必要があるだろうと思ひますが、考え方としてはお考えのような方向でわれわれも考えていきたいと思つております。

○前田(正)委員 ぜひひとつ、その整備にも政府として欠けておるところでございますから努力していただきたいと思ひます。時間もたつてきましたので、最終的な問題について、特に大臣からお考えを聞きたいと思つてございまして、実はこういうシンクタンク的なものができまして、大体的なデータバンクを分析いたしまして、そして予測をしたり評価をしたり、そういう結果出てくるものは、解決策としていろいろの案が出てきたり、あるいはまたさらには、その政策の手段というふうなものも幾通りかのものでございましてシンクタンクとして提言することができるようになります。当然それを決定するような政策決定部門がやるわけだと思つてございましてけれども、そういうふうな方向でござい

うのです。われわれの視察団が、これは雑談の中
でございませうけれども、いろいろと話をしてお
りましたのは、こういうふうな客観的なデータを
分析し、予測し、評価していくというふうな、こ
ういうようなことをやっていますと、政治的な
問題は別でけれども、社会的な、いま問題に
なっているような問題については、いわゆるイデ
オロギーによるところの右か左か、白か黒か、そ
ういうような大きな違いは出てこないのじやない
だろうか、幾通りかの解決案とか、あるいは提言
が出てくると思います。もちろんその政党の立場
によりまして、右寄りの解決案をとるか、あ
るいは左寄りの解決案をとるか、こういうよう
なことは政党によって違ふと思うのでございま
すけれども、こういう社会的な問題にまで政治が持
込まれて、まるつきり右と左とか白と黒、こう
いうような食い違いが出てきて、いろいろと国
民的なコンセンサスを得にくい、こういうよう
なことを言われておるわけでありまして、せつ
かこういふ総合開発機構——もちろん各党も賛成
していただけたらと思うのでございませうけれ
ども、そういう各党みな協力してこういうよう
なものをつくって出ていくということになります
ば、なるべく国民的なコンセンサスの得やすいよ
うな解決案というものが一通りじやなしに幾通り
か出てくると思いますが、こういうものが出てこ
なければならぬと思うのです。しかし、それには
もちろん学界とか経済界とか、民間の自主的な積
極的な努力、ものにとらわれないような努力、解
決策というのが非常に必要だと思ふわけござい
ます。また、それに対しては、政府はひとつ全
面的な援助、協力をし、あまりこれに干渉しな
い、そして解決策を出してきまして、それをな
るべく国民的なコンセンサスとして取り上げてい
くようにしていくべきじやないか、こう思ふわけ
ございまして、この点が一番、総合開発機構とし
ての大事な、また国民から期待される点だと思
ふのでありまして、いま申しましたような、あまり
干渉がましくなく、あまりものにとらわれない

で、ひとつこれを自主的に運営されるように政府
の全面的な協力が必要だと思ふのでありますが、
大臣の答弁をお願いいたしまして、私の質問を終
わりたいと思います。

○小坂国務大臣 私もまことにさように考える次
第でございまして、現在の経済社会におきまして
は、物価問題、公害の問題等、非常に国民の懸案
事項といわれる難問題が数多く山積をいたしてお
るわけでございますが、これらの問題は、やはり
国民全体の福祉の立場に立つて解決をしていか
なければならぬというように考える次第でござい
ます。したがって、このイデオロギー的な問題の取
り上げ方あるいは解決の方法というものよりも、
もっと客観的に研究し、その解明を行なうとい
うことが必要であると存じまして、この点は、前田
委員御指摘のように、一般に非常に自主的な積極
的な努力がなされて、政府は、もちろんそう
いうものに対して干渉しない、大いに自主的な努
力の成果を見守ってこれを取り上げていくとい
う態度をとるべきだと考えておるわけございま
す。したがって、この機構が行ないます総
合的な研究開発は、まさにこれらの諸問題の解明
に貢献しようとするものでございまして、国民の
十分な理解と協力が得られますように、研究成果
の公表につきましても、広く一般に利用されるよ
うに配慮してまいりたい、かように考えておる次
第でございまして。

○浦野委員長 上坂昇君。

○上坂委員 このシンクタンクの法案について
は、いろいろと資料をいただきまして、その中で
いろいろ説明がございまして、現代社会の非常に複
雑な問題が錯綜している、多くの問題をかかえて
おる、それらを解決するためにどうしても新しい
方法を見つけないければならぬというよう
な観点でこのシンクタンクの機構をつくるというこ
とになったというふうに書かれておるわけだ
が、いろんな面で問題が非常に多い法案である
と思ふわけなんです。

そこで、初めにお聞きしておきたいのは、この

機構は、いわゆる俗に言う第三セクターに類する
ものというふうに考えられるのですが、その点ど
うですか、お伺いしたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 第三セクターということば
もよく使われますが、この定義は必ずしも明確で
ございせん。政府とそれから企業とがそれぞれ
力を合わせてやってくる、いずれにも属しないセ
クター、こういうことから第三セクターというこ
とがいわれおると思うのでございまして、今回
この総合開発機構は、いわゆる認可法人として
法律に基づいてつくっていくわけでございます
で、通常開発問題等では第三セクター
という考え方は若干特定された、狭い意味の、
いわば特殊の特定の法人である、こういうふう
にわれわれ考えております。これをどういうふう
に第三セクターとの関係で言うかということにな
りますと、これはいろいろ議論があるのじやない
かと思ひますが、かように考えておる次第でござ
います。

○上坂委員 法案の要点及び問題点のパンフレッ
トによりまして、二三ページに、このシンクタン
クをモデルシンクタンクとすることが有効ではな
いかというように産権審のシンクタンク委員会が
答申をしておるようでありまして、これをモデル
シンクタンクというふうに解釈をしていいかどう
か、お伺いしたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 御承知のとおり、わが国に
が民間設立だけでございまして、大体二十ぐらい
できております。まだこれからふえてまいるとい
うような段階であると思ひますが、今回の総合
開発機構は、政府と民間とが力を合わせてつくる
ものでございまして、しかも、そういった、す
でにできておるシンクタンクに対する助成等も含め
てやってくる、こういうことでございまして、
で、言ってみれば、シンクタンクの中のまたシン
クタンクというふうな、やや中核的な機能を持つ
ものと思ふのでございまして、また、この問題の取
り上げ方も、したがって、非常に公共的な面の強

い広範なものになると思ひます。そういう意味
では、モデルとして考えてもいい、こういうこと
ではないかと思ひます。なるべく理想的なものを
こころをつくってまいりたい、こういうつもりで
ございまして。

○上坂委員 このシンクタンクについての支出の
問題であります、第一に政策重点主義であるこ
とが必要である、第二にインベシジョンへの広
い視野が必要である、第三にこれは長い年月を
かけての調査研究を要する、したがって、これを利
用する場合の契約者といふか、そういうところ
との信頼関係が大切であるといふことがいわれ
ておるわけでございますが、大臣としては、この問
題で、第一の政策との関連をどういうふうにと
らえておられるか、お伺いしたいと思ひま
す。将来は政策立案にまで取り組むような形に
なっていくのではないかと、いふふうにも考えら
れるわけでありまして、その点について大臣から
答えていただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 私どもこのシンクタンクの構想
につきましても、中心的な非常に充実したもの
をつくりたいと思ひますけれども、それはあ
くまで客観的なデータを出してもらうのでござ
いまして、政策そのものの決定は、憲法に準拠
してそれ行政政府なり、またこれを是認する立法
府なりといふものがあつてやってくるのがよろ
しいといふふうに考えておる次第でございま
す。

○上坂委員 そうすると、政策決定までの基礎調
査といふものが、政策立案の基礎的な調査研究、
そういうものをやるのだ、こういうふうな解釈を
してよろしゅうございまして。

○宮崎(仁)政府委員 大体そういう御理解でけ
っこうだと思ひますが、言ってみれば、シンクタン
クは政策指向的であるといふことをいわれてお
ります。ということは、幾つかの問題についてそれ
を総合いたしまして一つの目的を持った政策を提
案して、こういう場合には、こういう考え方で
こういう政策がとり得るよといふことを出して
もらう、そういうことまで考えておるわけござ

います。それをどのように組み合わせて、あるいは取り上げていくかということは行政府なり立法府の問題である、こういうふうなわれわれ考えておる次第でございます。

○上坂委員 そうしますと、この機構で研究調査の結果といいますが、成果といいますが、果実にいいては、結論としては、やはり時の政府がこれを用いて、いかに政策に盛り込んでいくかというように帰されてくるというふうに解釈をしてよろしくございませうか。

○小坂国務大臣 さようであると考えます。このシンクタンクの出します考え方のほうは、非常に客観的な、いまおことばにありましたように、新しいイノベーションというのに対しては、深い洞察力を持ち、しかも巨視的に非常に遠い将来まで見通した、そうした考え方に立つてこういうことが望ましいというところは言うでございまいしょうかと思っております。しかし、それをどう利用し、どう決定するか、どう決断するかというところは、その時の政府の、またそれについて可否を述べるのは立法府の職務である、かようなことと考えておるわけでございませう。

○上坂委員 いままでも各省がそれぞれの立場で政策追求のために種々の研究機関をつくり、あるいは民間の調査研究機関に委託をするというように、問題ごとに調査研究が行なわれてきたというふうな思われ方がありますが、それらの研究の成果というものが一体いまままでのように生かされてきているのかという点を私たちは非常に疑問に思っておりますが、この点についてどんなふうにお考えになつておられるか、お伺いしたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 いわゆる政府関係研究機関も非常に数が多いございませうし、さらに研究機関といえるかどうかはわかりませんが、いろいろな意味での審議会その他の機関もございませう。そういうところの成果というものは、それぞれの目的に従つて十分生かされているとわれわれ理解をいたしておりますけれども、今回のこの機構は、むしろ

従来のそういうやり方では取り組めない問題をやつてまいりたい、こういうことで出したわけだ、ございまして、従来の研究機関等であるいはいろいろ問題があるところも若干はあるかもしれないけれども、そういうものも含めてひとつ広範に広げて、もう一つ、そういう体制をつくつていききたい、こう思つておる次第でございます。

○上坂委員 この資料をもらひまして見ますと、たいへんいろいろなところへ委託をして、これらのものがほんとうにまとまつて政策的に利用されるという形になるならば、いまの国民的な課題を解決することに役立つてきているのではないかと、いふふうに思つておるわけであります。

ところが、現実には、公害、交通災害あるいは住宅、土地利用の問題からいろいろな問題で行き詰まりを來たしているような状況に來ているような感じが私はいたしてあります。そういう点で、いまお話しのように、これらのいまままでの果実といふものはたいへん生かされているといふふうなお答えでしたが、どうも生かされてきていない、ではないか。そういうところから、どうしても従来のやり方では問題があり、あるいは欠陥がある、あるいは不足、不備がある。そこで、それではだめだという形でこうした構想が練られてきたのではないかと、いふふうな気がするわけでありませうが、その点はどうか。

○宮崎(仁)政府委員 私の御答弁がちょっと不十分であつたと思ひますが、従来の研究機関等で行なわれてきたいふゆるそれぞれの各省なり、そういった非常に分野のはっきりした政策としての仕事はそれぞれにかなり進んできた、わが国がいままでつてきた経済政策あるいはその他の政策も、そういう意味では相当成果をあげてきたと私も考へておりますが、いま問題となつておる多くの問題は、この法律の第一条にありませうに、いわゆる先進社会における諸問題、経済がかなり豊かになり、完全雇用もできたといふような形で、いまままでのいわば経済政策なり国の政策の目標としてきたことが相当達成された段階で起

こつてきた問題といふことがあるわけでございます。それは価値観の変化の問題でありませうとか、公害の問題でありませうとか、あるいは資源の問題でありませうとか、インフレーションの問題でありませうとか、いろいろいま御指摘のとおりございませう。

こういった問題について、これはもう各国とも非常に苦勞をしておるわけでございますが、取り組んでいくためには、いまままでのいふゆる単一の省あるいは単一の学問というだけでは取り組めない、非常に広範な各部門の知識を集約し、これをシステムの利用していく、そういうやり方が必要だといふことがいわれておるわけでございます。

そういう意味で、この新しい機構がつけられようとしておるわけでございます。言つてみれば、いまままでのやり方では取り組めないような新しい課題といふものに対して取り組んでいく、こういうことで、いふゆるインタディシプリナリーな、そしてインターミニストリアルな問題といふことが中心的な課題になつてくる、こう思つておる次第でございます。

○上坂委員 いま社会的にいろいろな問題が起きてきていふわけですが、そういうものが早急に解決されないといふ国民生活の上で非常に支障を來たす問題が山積しているわけでありませう。もう待つていふふうな思ひ方が、国民の気持ちであらうといふふうに思ふのですが、この機構の構想に基づいて、それらの問題解決について一体いつごろにこうした成果があらわれるといふふうな見通しを持つて運営をされるつもりであるか、お伺いをいたしたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 これは取り上げる問題の性格によつてだいぶ変わつてくると思ひますが、たとえば、一つの問題として、石油と人類との関係といふようなことを少し取り上げてみたかどうかといふような考え方が一つございませう。こういう問題になつてまいりますと、資源問題あり、あるいは環境問題ありでございますから、かなり時間

がかかるということになつてくるかと思ひます。しかし、また一方では、たとえば、新しい地方中核都市の構想といふものをどういふふうなきめていったらいいかといふような考え方もございませうが、そういう課題ですと、これはもう年限を切つて、比較的短期間に答えを出していかなければならない、こういう性格のものになつてくるかと思ひます。

間口を非常に広くしてございませうので、実際にどういふふうな問題を取り上げていくかといふことによつて、その辺の時間的長短がきまつてくる、こう思つておるわけですが、あまりのんびり、ただ研究だけやつておるといふようなわけにはまいらないと思ひますので、できるだけその成果が早くあらわれてくるように私も考へてまいりたい、こう思つております。

○上坂委員 確かに間口が非常に広いような感じがいたしますが、こうした機構がいま必要であるかどうかといふことについて少し疑問が残るわけでありませう。たとえば、資源問題を取り上げた場合に、科学技術庁の資源調査会が「将来の資源問題」といふようなかなり充実したレポートを出しているわけでありませう。また、物価問題であるならば、物価安定政策会議で政策への提言がされていくといふふうに思ひます。土地問題ならば土地問題懇談会、公害なら中央公害対策審議会、その他住宅、社会保障、あらゆる分野でそうしたレポートが出てきておるわけでありませう。これらがどうも政策として同時に具体化されていまいやうに感ずるわけでありませうが、いまむしろ、それを政策に生かしていくようなところへまず取り組んでいくといふ形が必要ではないかといふふうに考へられるわけでありませうが、その点についてお伺いいたしたい。

○宮崎(仁)政府委員 その点は御指摘のとおりだと思ひます。現在それぞれ非常に努力をいたしておるわけでございますが、その成果をできるだけ早く行政なり法律なりとして実効をあげていくと

いうことに常に努力しなければならぬわけでございます。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、いまおあげになりましたような問題にいたしましても、政府の行政関係の機関だけで審議会等をつくっているやうなもので、限界がある。むしろ新しいやり方によりまして、民間の力等あるいは官庁内で大学の研究者の力等も、自由に非常に有効に働かされるやうな、そういう仕組みをつくっていくやうなことにこの新しい機構をつくる意味があるわけでございます。

資源問題一つとてみましても、確かに資源調査等において非常に有益ないろいろの提言もございしますが、これは御承知のとおりで、今後さらにいろいろの点を検討し、そして広範に政策そのものを考えていかなければならぬ事態になつておるといふことは御承知のとおりでございます。

インフレーションの問題その他につきましても、そのとおりでございます。そういういままでやつておる各種の機関の研究というものの対して、これはまたそういうことで大いに努力をしてもらうことは当然でございますけれども、そういう活動を補つて、なおかつ新しい観点からの提案ができるやうな研究開発ができていけばたいへん望ましいのではないかと、こういうことでこの機構の設立をいたそう、こういう考えになつておる次第でございます。

○上坂委員 第一、名前が「総合研究開発機構」というふうになつておるわけですが、この「総合」という意味がどうもなかなかよく認識できないわけでありまして、研究開発、調査というものは、大體個別的にあるいは問題別になつていくやうな気がするわけですが、そういうものを総合する立場でまとめていくというやうな形で「総合」という意味なのか。法案では「経済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を結集して行なわれる基礎的、応用的及び開発的な調査研究」を総合的な研究開発というのだ、こういうふうにいっておるわけでありまして、この機構の中でそうしたものを総合的に

にまとめて、ある一定の方向を出し得るかどうかが、どうもこの「総合」という形の中で問題の焦点がぼけていくやうな感じがするわけでありまして、その点についてどういふやうな確信を持つておられるか、お伺いをしたい。

○宮崎(仁)政府委員 いま御指摘のございましたように、第一条に書いてあるとおりでございますが、通常いわれておりますのは、こういった新しい機構でやつていく場合の問題の取り上げ方というの、広範な分野にわたる専門家を結集して一つのプロジェクトチームをつくるというやうな形でやつていく、いわゆるインターディシプリナリ、学際的なことばを使つておるやうであります。そういう研究開発体制を持つていふことが特徴になつております。そういう意味で「総合」という名前を使つたわけでございますが、こういうやり方による研究の方式というものは、いま二十ほどできておる民間のシンクタンク等もだんだん進んできておりますけれども、わが国の場合、こういった面での経験はまだ非常に浅いという状況でございますから、やはりこの機構をつくりまして今後大いに努力していかなければならぬ分野でございます。当然、またそういうこととがうまくいかなければ、この新しい機構はつくの意味がないということになつてまいりますので、これは最大の重点を置いてこういう点に努力をしていきたいと思つておる次第でございます。

○上坂委員 そうしますと、この「総合」という意味は、そうした問題別にいろいろの調査が行なわれるというものを総合調整をする、こういうやうな意味ではないかというやうなことでございしますか。

○宮崎(仁)政府委員 いま申し上げましたやうなことでございしますので、幾つかの問題を総合するということではなくて、研究のやり方がそういう形で一つの特徴を持ったやり方をしていく、こういう意味に解釈しております。

○上坂委員 次に、この性格の問題についてお伺いをしたいと思います。

当面それから将来の問題になつてくると思いますが、これは常勤の研究員を置かないで機動的に人的な配置をして運営していく、俗に姿なき研究所などといわれておるわけでありまして、そういうものになるのではないかと、いふやうな感じがしますけれども、その点についてどういふやうな組織となるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○宮崎(仁)政府委員 法二十三条に書いてありますとおり、当面基金の運用を中心に考えていくというところでございします。役員等九人以内のことになりまして、それ以外に職員二十数名という程度で、言つてみれば、基金の運用と各種の事務その他をやつていくことが中心になつて、直接研究者を持たない形でまず発足したいと思つておる次第でございます。しかし、この二十三条の中にもございしますやうに、研究機関そのものををつくらぬというわけにございしませんので、たとえば第四号にございしますやうに、研究施設そのものををつくるということも将来は考えていきたいと思つておる次第でございます。これは問題の性格によりまして、独立のかなり大きな研究所をつくらねばならぬやうな場合、この基金とは別にそういうものををつくるにございまして、同じ機構の中で運営していくことが考えられてくる場合があるやうに、こういうことを想定して法律上は第四号等書いてあるわけでございます。当面は、おっしゃるやうに、基金の運用で民間の機関その他官庁等の各省の機関等も御協力を得ながらやつていく、あるいは助成しながらやつていく、こういうことを考えていきたいと思つておる次第でございます。

○上坂委員 当面研究員は持たないということですが、当面やる委託になりますと、民間のシンクタンクへの助成といひますか、そういうものになり力こぶを入れないかと思ひます。そういう状況になつてくるのじやないかと思ひます。そうなりますと、資金の助成のトンネル機動的な存在になつてしまふおそれはないか、こういう点について

では心配されるわけですが、その点はどうですか。

○宮崎(仁)政府委員 これはちよつと先ほどの御説明が不十分だつたと思ひますが、この機構において直接研究者を持たないわけにございしますけれども、みづから研究を実施することが当然あるわけにございします。その場合には、プロジェクトリーダーを中心に各種の分野の専門家を集めていくわけのプロジェクトチームをつくるわけにございします。その際には、言つてみれば、この研究費の中からその給与等も払つていく、そしてその成果が出、結論が出たならばこれを解散する、そしてそれに参加された方々はそれぞれ御出向願つた、あるいは御参加を願つたものと機関に帰つていく、こういうやり方をしたいと思つておる次第でございます。したがつて、単に民間の機関等に對して金を渡していくというだけではないわけにございします。しかし、そういうやうに金を委託なりあるいは助成の形で渡していくということがやはり相当多くなつてくると思ひます。したがつて、この運用が十分に公正にかつ効率的に行なわれまないと効果を發揮してまいりません。そういうことについてこの研究評議会というものが非常に重要な使命を持つてくるというやうに考えておりました。ここにりつぱな方々に参加をしていただきまして、むしろ日本全体のシンクタンクのあり方というやうなことも基盤にしてこの機構の運営そのものを考えていただく、基本的な方向をきめていただく、こういうことでやつてまいりたいと思つておる次第でございます。

○上坂委員 これは民間の出資を要請しておるわけでありまして、民間の出資がかなり大體にあるという形になりますと、それに應じた助成といひますか、そういうものの取り合ひも出てくるのじやないかというやうな気もするわけでありまして、民間の力が非常に強い場合は、どうしてもいふま言つたやうな資金の配分、助成をすることに力を入れるやうな組織になつてしまつて、本来のシンクタンクの構想されている役割というものが果

たせなくなるような感じがしてならないわけであります。その点については自信をもってやれるというふうにお考えになっておられるかどうか。それから、出資を要請する民間の企業なり団体なりというのは、一体どういうところを予定をされておられるのか、その点について伺いをしたいと思います。

○宮崎(仁)政府委員 まず第二のほうからお答えを申し上げますが、この出資を予定する民間の機関といたしましては、いわゆる民間企業あるいは各種団体、地方公共団体等が考えられると思います。そしてそういったところから出資を願うわけでございますが、現在の状況から見まして、実際にはやはり民間企業から相当出資をしていただくというところにどうしてなっていると思えます。その際に、そういった出資に対する、言ってみれば、見返りともいうべきものはあまりございません。したがって、なかなかうまくいかぬのではないかとというような心配が一方ではあったわけでございますけれども、御承知のとおり、すでに二年ぐらいい前から、民間そのもので、こういった問題に対してのかなり大きなシンクタンクをつくろうというような構想もあり、そういったものも一部に進められておるような状況でございますし、また、最近の状況から見まして、いわゆる企業の社会的責任ということについて、相当これは考えていかなければならないということが企業の指導者の方々からも非常に強く言い出されておるような状況でございますので、こういった非常に一般的かつ公共的な目的を持った研究課題を中心にやる機構ではございますけれども、民間の御協力は得られると先ほど長官からも申されましたように、私どもは、そういうふうな考え方で寄り寄り相談もしてやっておるわけでございます。公共団体等につきましても、これは問題の性格によりまして、地方的な問題を扱う場合もあり得ると思えますので、そういう際には御協力をいただくということになるかと思っております。

○上坂委員 ついでにお聞きしたいのですが、民間でシステム技術開発センターというふうなものが予定をされておって、これは通産省のほうで、このシステム技術開発センターというのですか、そういうものを構想したというふうにいわれておりますが、この点と、それからもう一つは、民間団体では、研究開発推進団体とかいうようなものができる予定であったというように聞いておるわけですが、これはほんとうでしょうか。

○宮崎(仁)政府委員 まだ法案審議中の段階でございますので、民間の関係との接触を十分にやっております。したがって、いまおっしゃったような機関をつくるかどうかというようなことは全然きまっておりませんが、いずれにいたしましても、こういった性格の機関でございますから、実際に法人ができる前に発起人会がつくられ、そして民間の出資があつて、それを認可する、こういうふうなところになってまいりますので、この法案の成立を待ちまして、そういった点についての御相談も広範にやってみよう、こう思っております。次第でございます。

○上坂委員 二十三条によりましていろいろ業務が書いてあるわけでありまして、その中で「情報の収集、整理及び提供」を業務とすると出ております。これについて、先ほどからお聞きしました各省で出しているいろいろなデータをほとんどすべて集めればいいのでしょけれども、この機構ができた場合には、これを収集することが一体できるのかどうか、あるいは整理することができるのかどうかということをお伺いしたいと思うのです。というのは、どうも日本の官庁機構はみんな閉鎖的で自分のふところにあたためてしまふ状況が非常に強いような感じがいたします。自分のところで調査したものについてはなかなか出たがらないといったような傾向があるのではないかと。(委員長退席、山田(久)委員長代理着席) そういうことに最初からひっかかってしまふとこの目的というものは達成することができない、そういうふうな気がいたします。そういう点についてひとつお伺いをしたい。

それからもう一つは、科学技術庁に、科学技術情報センターがあるわけでありまして、これとの関連についてひとつお伺いをしたいというふうに思います。

○宮崎(仁)政府委員 先ほど前田先生から御質問ございましたように、関係各省が持つておる情報というものは非常にばく大なものがござります。それを全部データベース的に収集、整理するということになりますと非常に膨大な人員を必要とするというふうなことになると思えます。で、この機構が取り上げていく問題の中心というものはおのずからある程度きまってくると思えますから、そういうこととの関係を見ながら情報の収集、整理等について効率的にやってみよう、こう思っております。次第でございます。将来もつと大きな機構を持つというふうなことにあるいはなるかもしれませんけれども、当面としてはそういうことで考えてまいりたいと思えます。

それから、科学技術情報センターにつきまして科学技術庁からお答えを願いたいと思えますが、私どもは十分御協力をし、応援をさせていただきます。こう考えておる次第でございます。○長澤政府委員 日本科学技術情報センターは昭和三十三年に設立されました。日本の科学技術情報に関する中枢機関といたしまして、内外の科学技術情報の収集、整理、提供というふうな業務をやっております。ただ、科学技術情報といいますが、人文科学を除く科学技術情報を担当しているわけでありまして、今回の総合研究開発機構は、経済、社会、技術に関する専門的知識を駆使いたしまして、現代の経済社会問題の解決に資するわけでございまして、総合的な研究開発に必要な各種の情報を扱う機関でございます。したがって、たいへん幅広い情報を取り扱うわけでございまして、それぞれ協力いたしながら役割りを果たしていきたいと考えております。もちろんこの機構は科学技術に関する情報も必要とするわけでございまして、その際は、十分情報センターよりこのような情報を提供いたしましたし、協力をいたしたいと考えておるわけでございます。

○上坂委員 お答えをいたしたくはない感じがして、いろいろ重復をするような感じがしてならないわけでありまして、この目的から見ても、やはり経済、社会、技術、科学的な知識、そういうものは非常に必要になってきますし、そういうものの応用的な点が非常に強くなってくる。そこらへんをそれとやって、それはそれで資料の提供にとどまる、こういうことになりまして、幾つも幾つもこうした機構というものができなければならぬというふうな形になってくるんじゃないかというふうな気がするわけでありまして、こういうものがどうして一つになって、それこそ総合的な形での調査研究、開発というものがなされていかぬのか、いくことができないのか、この辺に多少疑問があるわけでありまして、そういうことについてひとつお考えを述べていただきたいというふうに思えます。

○小坂国務大臣 このシンクタンク構想は、インタミニストリアルな考え方に立つておるものでございまして、ただいま上坂委員御指摘のように、どうも官庁間のセクショナリズムと申しますか、これはなかなか抜け切れぬものがございます。御指摘のように、それぞれ現在のところは、あるいは重複していると思われるようなものもあるわけでございます。

そこで私どもは、この中核的なシンクタンクの機構を御賛同いただきましてつくりました上は、これを極力権威あるものにしてまいりまして、各省庁にございまして、それぞれ目的が非常に専門的な分野でその存在理由がはっきりして、どうしてこれがなければ困るというふうなものとは別といたしまして、できるだけこのものに吸収されてまいると申しますか、一元的な総合的な研究開発機構になっていきますようにこれらの運営について努力をしなければならぬ、かように考えている次第でございます。

○上坂委員 大臣にお伺いしますが、国土総合開発法の設置法案が提出されておるわけでありますが、その中に国土総合開発研究所の構想が含まれているというふうに関わっているわけでありますが、これは事実でありますか。もしそういう事実があるとしたら、この研究所といふシンクタンクの機構といふものはどういうふうに関連をされていくのか。先ほどの科学技術情報センターと同じような形になる、それよりもっと国土総合開発研究所の場合には国民生活の部面では重複する面が非常に多いのではないかと、このように考えられるわけでありますが、その点について大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 国土総合開発法は今年七月発足の予定でございます。国土総合開発法が一元的に企画立案いたしましたとして、各省庁の事業計画についても調整するものでございまして、これは機構そのものといひまして本機構とは関係がないわけでございます。ただいま御指摘のように、国土総合開発法が発足いたしました後に国土総合開発研究所の設立が現在検討されておると聞いておるわけでございます。これはそういうふうなきめたいというわけではございませんが、この検討の結果やるほうがいいということになりますれば、もし研究分野等で問題が生じるならば十分調整をしてまいりたい、かように考えます。

この機構は、先ほどから申し上げておりますように、非常に総合的に、現在の社会的な大きな問題になつております公害の問題であるとか、そうした点について目的を指向し、未来指向性というものを重視いたしまして考えていくわけでございますが、この各省庁にございまして関係は、先ほど申し上げたように、どうもなかなか省と省との間は現実にあるわけですね。これはやはり十分調整をしていくのでありますが、何せこの総合開発機構ができての上で、ぜひこれを強力なものにして、おのずからこれでやってみたら一番いいというふうな形に持っていくようにしたいといふのが私どもの考えでございます。現状必ずしも全面的に肯定しているわけでもございません。したがって、そこに新しい機構の設立の理由があるというふうに関わっているわけでございます。問題はむしろ今後にあるというふうに関わっていると思ひます。

○上坂委員 そうしますと、いま各省でいろいろ民間のシンクタンク等に研究調査を依頼をしたり、あるいは審議会等でこのシンクタンクが取り扱うようなテーマについていろいろと審議が行なわれ、計画が立てられているというふうに関わりますが、将来は、これについては、この研究開発機構で一本化して窓口を一つにしていく、こういうふうに関わっておられるということでありませんか。

○小坂国務大臣 この機構の中に研究評議会というものを考えるわけでございまして、この評議会の評議員というものが非常に権威のある方になっていただくというふうに関わっているわけでございます。それがどういふ問題を取り上げたから一番いいか、先ほどから上坂委員仰せのように、非常に長期的な問題もございまして、国民として、この問題は一刻も猶予ならぬじゃないか、早く解決したいと思つておるものもたくさんあるわけでございます。そういうものをいろいろ彼此整理いたしまして、幾つかの具体的に取上げる問題が整理されてくるわけでございますが、それと現在ある各省の持つておる機関あるいは審議会、そういうものと見合せて、重複するものはもうなくなるわけでございます。こういうふうに関わっておる次第でございます。

○上坂委員 この機構によりまして、民間研究機関との提携、交流をはかるということがうたわれているわけでありますが、これは具体的にどういふことになるわけですか。

○宮崎(七)政府委員 先ほど申し上げましたように、すでにでき上がつております民間のいわゆるシンクタンクといふのが二十くらいございまして、それ以外にもいろいろな研究機関がございまして、こういう研究機関等につきまして、問題の設

定によりまして、先ほどから申し上げておりますように、プロジェクトに研究員として参加をしていただくとか、あるいはその研究の一部を委託をいたしまして、そういう機関でやっていたか、あるいはたまたまそういう民間の機関が取り上げております課題が全体のプロジェクトに合致しておる場合には、それには助成をしていこうというふうな形で、この機構のほうから資金を出し、あるいはいろいろの連携をしていくということも考えられますし、民間の研究機関等から研究者その他の方々に来ていただくというふうな形で交流をしていくということも考える、そういうことで円滑にやってみようと思つておる次第でございます。

○上坂委員 もう一つ、民間の研究の果実でありますが、これを収集していくということも当然仕事として出てくるというふうに関わりますが、これはそういう民間の果実といふものを吸い上げるものが一体可能であるかどうか、これをまた吸い上げて収集をした場合については、その果実を機構がどういふ観点から調整を行なっていくか、このところがかなり問題になる点じゃないかというふうに関わりますが、そのことについての構想をお示しいただきたいと思ひます。

○宮崎(七)政府委員 その点が確かに一つの問題でございます。具体的なプロジェクトを設定いたしまして、そしてこの機構から助成をし、あるいは委託をするということになった場合には、当然その成果についてはこの機構のほうに出していただくとして、そしてそれを利用して、こういうことに考えていきたいと思つておるわけでございます。この辺は、これからの運用にあたりまして契約その他の具体的な内容のきめ方によつてそういう実効をあげていきたい、こう考えておる次第でございますが、ただ、民間機関が独自に研究開発をしておるようなものについて、これもできる限りこういう形であるという関係を持つた機関との交流をやっていくわけでございますから、差しつかえない限りにおいてそういう情報も収

集できるようにしたいと思つてございましてけれども、御承知のように、現在できておるシンクタンクは大体株式会社組織等が多いわけでございますから、これを全部出せといつてもそうはいかない場合もあり得るかもしれません。少なくとも機構として資金を使い、あるいは委託をするというふうな形でやつたものにつきましては、これは当然その成果をいただく、こういうふうに関わっております。

○上坂委員 そのところはたいへんむずかしい問題で、もっと詰めていかなければならぬ問題だと思ひます。

ところで、第一条に「自主的な立場から、総合的な研究開発」を行なうというふうに関わっております。また二十五条では、「国は、機構の事業に關しその自主性を尊重する」ということであるわけでありまして、この自主的な立場といふのは、一体内容的にはどういふことなのか。時の政府の政策的意図から独立ができるということなのか。言つてみれば、政治的に中立である、こういうふうな意味に解釈をすべきなのかどうか、お伺いをしたいと思ひます。

○宮崎(七)政府委員 この第一条及び第二十五条の規定は非常に特徴のある規定でございまして、この機構が課題を選定し、そしてまた研究の方法を選び、その成果をみずから評価をし発表していくというふうなことに、行政府等からいろいろの制肘を受けないように自主的な立場でやっておるわけ、こういうことで考えてこの規定が入つておるわけでございます。

二十五条もまたそういうことを考えて「尊重する」ということが入つておるわけでございます。したがって、課題の選定等については、先ほどから申し上げておりますように、こういう先進社会の諸問題というふうな非常に広範かつ困難な問題を考へておりますが、これはイデオロギーによつてどうのこうのという問題ではございませぬ。先進国すべてが、社会主義国も含めて、こういう問題に直面しておるわけでございます。

で、私どもはそういう意味からいまして、そういった面での、言ってみれば、区別とかそういうことはあり得ないと考えておる次第でございます。

○上坂委員 第二十七条、二十八条を見ますと、毎事業年度、予算、事業計画、資金計画、そういうものを事業年度開始前に出して「内閣総理大臣の認可を受けなければならない」ということになっておるわけでありまして、問題なのは、資金計画とか予算とか、そういうものについては、自主性と特に関連をするものではないと思いますが、事業計画については、かなり自主性をこねるものになるのではないかと感じがするわけでありまして、シンクタンクの事業計画というのは、みずから自主的にいろいろの計画を立て、その計画が具体化される、そういうものだというふうに思うのです。そうしますと、この事業計画そのものは、シンクタンクに關係をされておる人たちの自主性というものがここに盛り込まれなければならない。ところが、その盛り込まれたもの「内閣総理大臣の認可を受けなければならない」というような条件になりますと、はたしてそこで自主性というものが尊重されているのかどうかというところに非常に疑問を持たざるを得ないわけでありまして、こういう点で、ほんとうに自主的な立場というものを尊重できるのかどうか、非常に疑問に思っています。

それからもう一つは、いろいろな研究成果が出てくると思いますが、その研究成果というのが、時の政府の政策とあるいはぶつかる問題も出てくることがあるだろうというふうに思うのです。そういうときに、このシンクタンクにおいて研究開発をされたそれらの成果というものが、一生かされていくのかどうか。これは政策とぶつかってしまふからだめだということになりますと、最初からぶつからないような目標を立て、そういう研究をする人だけを集めてこの機構をつくっていくというふうな形になってしまふだろう、こういうふうな考えのわけですね。そうなりますと、本来の

機構の目的というものが達成されないのではないか、こういう感じが私はするわけでありまして。そういう点で、自主的な立場を尊重するという点について非常に疑問を持つものであります。これらについてひとつお答えをいただきたい。

○宮崎(仁)政府委員 総理大臣の認可事項等については、こういった法人についての例文でございますが、書いてございます。確かにその運用いかんによつて、そういうことを行政府がやかましく一々くちばしを差しさむということになるかと御心配のようなことになってまいります。したがいまして、先ほども前田先生にもお答え申し上げましたけれども、關係各省の運営協議会のようなものでもつくりまして、円滑に、そういう問題が各省間においてうまくはかれるようにすること、これも含めまして機構の自主性ということを尊重していく。こういうふうな計らつてまいりたいというふうな思つておる次第でございます。

それから、研究成果についてのお答えを申し上げますが、これは確かに申し上げるような場合がないとは申し上げられないわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、この機構がいろいろの課題を選び、そしてそれについての研究成果を出して、これを政策の形で、場合によっては提言してもらうというところもあり得るわけでございます。それがそのときにおいてすぐに採用できないという場合もないとは言えないと思えます。そういう点については、やはりこの自主性という問題で運営してまいりますので、出された結果に必ずそのとおり行政府が従うというの無理でございますから、そこは相互の意見交換その他によつて円滑を期していくというやり方であるの一番いいのではないかと、こう思つておる次第でございます。

○上坂委員 まあたくさん研究のテーマがある中で、一つくらいそうしたような問題が出てきた場合には、それは採用しないようなことができるだろうと思つていますが、かなりの数のそうした政策的に採用できないようなものが出てくる

ようなことが、将来これは自主的に、非常に民主的に運営をされるということになればあり得る、可能性が出てくるわけですね。そうなりますと、これはとても政府としてはたまつたものではないということですね。このシンクタンクをつぶしてしまふようなことが生れないとは限らないわけでございます。そういうことについて私は非常に危惧するわけですが、そういう心配はないというふうにお考えになりますか。

○宮崎(仁)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、非常に広範な重要な問題がたくさんあるわけですね。そういう問題は、いづれも解決を迫られておることでございますので、これについてこの研究が行なわれ、有効な政策の提案が行なわれるということになれば、まずそれをできるだけやつていくというのは普通であらうと思つております。いま御指摘のような、たくさん問題について政府とこの機構との關係で意見が合わなくなつてしまふというようなことは、まず私どもとしては、ちよつとそういう事態は考えられない。たくさん問題がございますし、これを解決しなければならぬというの、これはもういまの政界の区分等にかかわらず言われておる問題ばかりでございますので、そういう点で、私どもは、こういった機構が活躍をしていただければいいだけ、それに応じて国の行政なり政策の実効もあがつていく、こういうふうな考えておる次第であります。

○上坂委員 私は、この三十九条の各項に書いてある「大蔵大臣に協議しなければならぬ」とか「關係行政機関の長に協議しなければならぬ」というような問題があるものですか、その点でこの自主性の問題について非常に心配をしておりまして、いまのような質問をしたわけでありまして、一応この自主的な問題についてはこれでどうしておきたいというふうに思っています。

次に、研究のテーマの問題であります。研究のテーマなり目標を一体当面どこに置いておくか。そして将来は、また将来の目標としては、

どういうところに置くか。それからテーマを決定する場合であります。すべてその機構の役員あるいは評議員等だけでこれを決定してしまつて、その問題に關係のある団体や機関の意見というものは勘案されないということなのかどうか。この点についてお伺いをいたしたいというふうに思っています。

○宮崎(仁)政府委員 この当面のテーマとしてどういうものを選ぶかということ、やはり機構ができて、研究評議会において決定されるというたてまえでございますけれども、たとえば先ほどちよつと申し上げましたが、石油と文明との問題というふうな、資源、公害等を含めた非常に広範な問題というものを取り上げてみてはどうだろうかという議論がございまして、あるいは価値観の変化とそれに対する対応というものをどう考えていったらいいだろうか。これもなかなか広範な問題であります。あるいは余暇と教育との關係というふうなことをどうするかということが議論になつております。さらに、もう少し具体的な話ですと、東京の地震対策というものはどうだろうかというものが議論になつたりしておりますが、いづれにいたしましても、研究評議会が発足をしておこさずして、こういうことにならうと思つております。

そういう形で、問題を取り上げる範囲が非常に広うございまして、これをどういうふうな運用をやつていくかという場合に、当然關係各省あるいはいろいろの団体等の御提言あるいは問題提起というところを受けていくというふうにしたいと思つております。

これは、研究評議会のメンバーにまずそういった各方面の代表で見識のある方に入つていただくということが一つあると思つて、また、政府の中におきましては、先ほど申し上げましたように、關係各省の協議会等をつくりまして、これは非公式のものでございまして、常時——常時といふのは、月に一ぺんぐらい集まつていろいろ議論をして、そういうところを通じまして問

文を変えまして「その職員」となりますと、当然内閣総理大臣が主語になるわけであります。そういうように解釈いたしますので、内閣総理大臣「職員に機構の事務所その他の事業所に立ち入り」ということは文脈上もそう思いますし、内容的にも、もちろんその機構の職員がその事業所に立ち入りということは意味のないことでございまして、そういうように解釈いたしております。

同時に、私も確かにいま仰せのごとくこういうものは例文がございまして、たとえば国民生活センター法の第三十条によりまして、「経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、云々とありまして、やはり」又はその職員にセンターの事務所に立ち入り、という例文がございまして、そのようにここでも書いたわけでございます。

○上坂委員 どうも少し常識にはずれているんじゃないかという感じがするわけです。実際問題としてそういうふうな解釈できないですよ。何でも習慣だから、例文だからということでは済ましてしまふからいろんな点で支障を来たすというのはいまの官庁機構の問題だろうというふうに思うのです。そんな考え方で条文すら直せない、個々の一つのことばすら直せないということになりますと、どうもこの機構がつくられても、その機構に対して民主的であつたりあるいは自主的な保障というものがされるのかどうか、こころ辺が非常に私は疑問に思うわけでありまして。そういう頭では、この機構がつくられても、完全に民主的な運営とか何かとでもできないのじゃないか。私は、やはりこれはよく文章を国文学の先生にでも聞いたほうが一番早いんじゃないかと思うのですが、全く私はおかしいと思うのです。この点については十分ひとつ研究をしていただきたいというふうに思います。

最後に、このシンクタンクの発展過程を見ますと、アメリカでは、本格化したのは第二次世界大戦後でありまして、アメリカの空海陸軍の軍事目的の中で著しい発展を遂げてきているというふうに思います。したがって、防衛力の増強にきわめて熱心な日本の政府、特にアメリカのアジアにおける軍事的肩がわりをしなければならぬ使命を帯びている日本の政府として、私は、将来このシンクタンクがその方面に利用される意図が出てくるのではないか、こういう危惧があります。これは先ほど前田委員からお話も出まして、それについては治安、防衛にはこれは利用しないとい

うお答えでありましたが、どんなふうに発展するのか、これはちよつとわからないのですが、どうもいまの政治の中ではそういう方向に進むような気がします。

それからもう一つは、この法案が防衛問題あるいは治安問題ばかりではなくて、日本列島改造政策とも関連してくるというふうに私は考えるわけでありまして。したがって、その辺のところはこれはもつとも詰めていかなければならないというふうに考えております。したがって、もつと質問の時間をとつてもらつて、いろいろと御質問を申し上げたいというふうに思うわけでありまして。それからもう一つは、法文そのものについてもまだまだお聞きしたいことがたくさんあります。しかし、きょうは時間がありまけんからこれで質問を終わりますけれども、この点については、もう少し煮詰めるために質問を留保しておきたいというふうに考えます。

○小坂国務大臣 他の機会に御質問を受けることは別にいいと思ふけれども、ただいまの御質問に対して私の考えをちよつと聞いていただきたいと思ひます。

私も、このシンクタンクの構想というのは、ある目的、ことに政治目的あるいは政党的目的、そういうものを前提としてそれを達成するためにどうすればいいかという研究であつてはいいけない、こう思つておるわけでありまして。やはり国民が何を期待し、何を希望するか、そうした生活と密着したよりよい生活をなし遂げるためにはどうすればいいか、そういう考え方のもとに構想があるべきものであつて、この総合開発機構というものはそういう客観的な目的の達成のためにあるものだから、したがって、その運営もさうな線に沿つてなされるべきものだと思つてこの法案をつくりまして御審議をいただいております。どうもさうな点で誤解のないようにお願いをいたしたい、こう思つております。

○上坂委員 終わります。

○山田(久)委員長代理 岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 私は、これを提案になるまでのバックグラウンドといひますか、そういうものを十分承知をさせていただきたい。それから、非常に不勉強な点もあるかもしれませんが、非常にばくとしてよくつかめない、こういうことがございまして、ぜひそういうことを御了承の上、お答え願ひたいというのをお願いしておきます。

いままでの経過を聞いてまいりますと、四十七年の八月ごろから経企庁、通産省、科学技術庁の三者が相談をしてシンクタンクをつくらう、こういうことで準備が始められて、今回経企庁が提案をする、しかも経企庁が商工委員会に提案をする、こういうことになつてきたと書かれておるわけでありまして。しかし、この総合という立場で見てもいりますと、これは三省だけではなしに、おそらく政府全体に關係をするもの、こういうふうには私は思ふのであります。なぜこの三省が相談をし、協議をして、経企庁が商工委員会に提案をすることになつたかという点について、まず大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○小坂国務大臣 先ほどの質問にも出ておりましたのですが、通産省なり科学技術庁なりというのは、一応シンクタンクの構想を持ってそれぞれのもの、一応シンクタンクの構想を持ってそれぞれのもの、これを研究しておつたわけでございます。そこで、従来のそういう形のものよりもさらに時代に適應した本格的なものをつくらうではないかというところが相談されましたことは事実でございます。が、いまの御心配のように、三省だけのものとは考えておらないわけで、これは全体の国民生活の今後の問題を議し、また、それに対しての献策をする場でございますので、総理大臣所管ということになつておるわけでございます。

ただ、私は総理大臣を補佐する経済企画庁長官、こういう立場でこの御説明をいたしておるわけでございますが、所管そのものは、たまたま窓口としては経済企画庁でございますが、総理大臣自身が所管をする、認可をする、こういうことになつておるわけでございます。認可すると申しま

法人を認可する者は総理大臣である、こういうことになつておるわけでございます。

○岡田(哲)委員 総理大臣が認可をするということは中に書かれておるわけでありまして、そういうような性格のものだとすれば、私まだしろうとですが、少なくとも内閣委員会とかいうところにかかるべき性格のものだというふうに思ふのであります。その辺はどんなものでしょう。

○小坂国務大臣 この問題は、その機構よりも機能のほうを重要視するという意味で、これは議論でもつていろいろ御審議をいただきました結果、当商工委員会が最も適切であるという御判断になつた、さうに考えておるわけでございます。

○岡田(哲)委員 四十七年八月ごろから相談が始まつたということでありまして、それ以前、おそらくこういう構想になつてきたのは、非常に最近といひますか、一、二年といひますか、間近な問題ではないかと思ふのであります。非常にわずかの間に急速に提案をしてきたというふうな感じがしてならないわけでありまして、その辺の経緯をちよつとお知らせ願ひたいと思ふわけでございます。

○宮崎(仁)政府委員 確かにこの問題については新しい問題でございますので、いろいろ議論がございました。

最近のところで申し上げますと、昭和四十五年度に産産シンクタンク委員会というところでの産業政策科学センターというふうなシンクタンク構想の提案がありましたし、また科学技術庁ではソフトサイエンス総合研究所というふうなものをつくつてはどうかというふうな提案があつた、いろいろそういう動きがございました。御承知のように、アメリカにあるいはヨーロッパでは、こういう機構の活躍が非常に目立っております。そういうことについてわが国も取り組んでいかなければならないという問題意識が各方面から言われておつたわけでございます。したがって、ただいま申しましたような提案もあつたわけだと思ひます。

そういうことを受けまして、昭和四十六年度一

億五千万円の一種の調査費が経済企画庁所管に計上せられました。通産省、科学技術庁と御協力をし、こういった問題に関するいろいろの研究調査をやったわけでございます。四十七年度もまた引き続きそういう問題の検討をいたしてまいりましたが、いま御指摘のように、四十七年八月ごろになって、こういう新しい機構をつくるということとは適当であるというような判断に、それまでの調査の結果その他を通じて結論が出たものでございますから、四十八年度予算にこれを要求いたしまして、三十億円の出資がついた、こういう経緯でございます。

○岡田(哲)委員 確かに四十六年、四十七年というところで各省のそれぞれのテーマが載せられておるわけであります。問題は四十六年、四十七年というテーマを与えながら調査研究をやってみた結果、これはやはりこういうことではよろしくないのという結論がついて、今回の提案に発展をしてくだ、こういうふうな判断をしていいのですか。それともいままでやってきた、四十六年、四十七年にわたって来たものについては一応成果があったというふうにお考えになつてゐるのか、この辺について、従来の経緯、その成果、結果、こういうものについてお知らせ願いたいと思うわけですが。

○宮崎(仁)政府委員 四十六、四十七年度について予算は、言ってみれば、新しい研究開発機構的なものとしてどのようなものをつくっていったらいいかということをお考えの検討するために予算がつけられたというふうな考えでいいものでございまして、具体的にはいろいろ特定の課題についての調査をいたしておりますけれども、そういうことを通じましてどういふような性格の機構をつくるか、また、業務内容はどうかというのか、どういふような形の運営をしたらいいのか、こういうことを寄り寄り検討してまいったわけでございます。したがって、四十六、四十七年度において調査いたしましたことそのものは、それなりに成果が出ておりますし、また、その過程を通じて

まして、こういった機構等に今後参加をいたしたいという人たちの人材養成等もやってまいりましたけれども、そういう結果を踏まえて、ここでやつと新しい機構をつくっていくという結論が出、またその段階にきたというふうな判断して今回実施に移ろうという次第でございます。

○岡田(哲)委員 それで四十六年、四十七年に、これは委託だと思つてありますが、こういう形で各研究所その他に依頼をしてきた。これは当然今後も深い関係に置かれるというふうな判断してよろしいのですか。といいますのは、こういうものがさらに発展して今回の提案になつてきた、こういうふうな結びつけて考えていいのですか。

○宮崎(仁)政府委員 大体御指摘のような考え方でございまして、いままで委託等をやつてまいりました機関については、当然今後ともこの機構において委託あるいは助成の形で関係を持つていくということが出てくると思つております。

〔山田(久)委員長代理退席、稲村(佐)委員長代理着席〕

したがって、言ってみれば、ここで一段飛躍をし、発展をしたという形で新しい機構をつくるというわけでございまして。

○岡田(哲)委員 これを見ますと、予算が経企庁に出たのを通産と科学技術庁の三省に案分した、こういう話がちよつとあつたのですが、そういうことでございまして。

○宮崎(仁)政府委員 先ほど申し上げましたような経緯から見まして、四十六、四十七年度においての調査費は通産省、科学技術庁にも御協力いただくということで、経済企画庁にいた予算をそれぞれ支出委任をしてやつてもらつたわけでございます。それから四十八年度にも大体同額の予算がついておりますが、これはそれぞれの所管ごとにつけることにいたしました。今度は新しい機構をつくるに当たって、企画庁に計上して、分けるというやり方をとらないことにいたしました。いままではそういう形でございます。

○岡田(哲)委員 先ほど長官言われましたように、三省だけでなしに、政府全体というように私もお伺ひしたわけでありますが、そういう立場でいきますと、従来三省で案分して集めてきた、こういうやり方についてはどういふふうにお考えになつてゐるのですか。

○宮崎(仁)政府委員 先ほど申しましたように、通産省については産産審の提案があつたり、あるいは科学技術庁は非常に大きな関係があるというふうなことで、一応三省でやつてまいったわけでございすけれども、問題の性格から見るとその他の各省にも非常に広範に影響いたしますので、今回の法律においては関係各省はもつとずつと広くとるというところで話をさせていただきます。したがって、今後は、通産省、科学技術庁というふうなところは非常に縁が深いと思つていただいても、その他の省も含めまして広範に相談をしていく、こういう運営をしてまいりたいと思つておる次第でございます。

○岡田(哲)委員 私が一番心配をいたしますのは、長官も言われましたように、各省間のそれぞれの独自性を強く主張されてなかなかかみかみしいはたいへん心配をしておるわけであります。これは心配でございますけれども、先ほど長官も、あらゆる調整をしていく、それからさらには、このシンクタンクがさらに強化されてみんながよからうというものをくり上げていくということばであります。いま申し上げたように、従来の各省のエゴといひますか、そういう立場もありまして、私はなかなか困難ではないかという気持ちが出てゐるわけであります。

そこで、従来から必要のつど各審議会あるいは調査会その他の名前を調査研究をされて、その結果が出てきたものを取り上げておる、こういう結果だと思つておるわけであります。今度非常に精力的にシンクタンクをつくつてやつていくという立場に立つてゐるわけであります。従来からやられてまいりました各種審議会、調査会その他の研究についてのものとこのシンクタンクとの関係

は一体どういふふうに理解をしたらよろしいのか、この点をお伺ひしたいと思つております。

○小坂国務大臣 内閣全体で各省庁と関係があるわけでございすけれども、特にその中で防衛庁と警察庁、これは関係がないということを明らかにしておきたいと思つております。

そこで、従来各省庁にございす審議会との問題でございますが、これは実は全体として非常に多過ぎるというふうな考えです。できるだけこれを整理の方向に持っていきたいというのがこれまた内閣の方針でございますけれども、なかなか時間がかつておるわけでございす。そこで、現在あるもので特に研究開発に關係のある審議会が幾つかあるわけでございす。これはなかなかそう急にやめられぬという点がございす。しかし、このシンクタンクがございまして、当機構と直接つかるようなものがある場合には、その問題について機能は停止されて、この総合研究開発機構というものが主になるということで、だんだん整理をしてまいりたいと思つておるわけでございす。

○岡田(哲)委員 先ほど上坂さんの御質問にも御答弁になつておるようでありますが、考え方としては、長官言われたようなことで当然出てくると思つておりますけれども、かりにシンクタンクができたとしても、従来のたぐさんの審議会というものが消えてなくなつていくという性格ではないというふうな私には思へてしかなかったわけでありす。何となれば、シンクタンクの当面の構成その他から見ると、先ほど話もありましたように、非常にわずかな人で、研究者も僅かずつに大抵民間の助成を主体に進めていくという段階であります。問題は、そういうようなことを見ますと、いままでできてゐる審議会、調査会その他の問題が十分成果がなくて、将来はこのシンクタンクに吸収していくのだ、こういうことをきちつと考へてそういうふうなことで承つてよろしいですか。

○小坂国務大臣 いろいろの問題を取り上げるこ

とに思いますが、少し長期的な視野で取り上げるべき問題に石油と文明の問題とか、あるいは価値観の変化とそれに対する対応策の問題であるとか、あるいはまた余暇と教育の問題とか、これは先ほど局長から申し上げましたような幾つかの問題があるわけでございます。また一方、緊急に解決を要する問題についてはこうあるべきであるというような解決方法を出してもらうものもあると思ひます。

そこで重複の問題が起きてくるわけでございしますが、私も、将来の方向としては、やはりこのシンクタンクができましたら、全般に関連する問題は、このシンクタンクでやって、各省庁のそれぞれ特殊の委託に基づき、その省庁でなければ間に合わない問題の審議会というものは、これはやむを得ない点もあるかと思ひますが、他省にわたるもの、インテリミニストリアルな問題を持つもの、これはやめてもらってこのシンクタンクに一本化していくというふうな方向でこれを強化していかねばならぬと思ひます。

○岡田(哲)委員 その辺は御答弁としてわかるのですが、私のいま申し上げておるのは、当面二十名ですが、まだはつきりお答え願っておりませんが、でさがる機構というものがそんなに充実されてない。当面は民間助成が主体になっていく、こういうような発想でございしますので、そういうようないままであったものをどんどんなくしてシンクタンクに吸収していくというふうなお答えをいただいても、はたしてそうなるかどうかという疑問が残るのです。その辺をお答え願いたいと思つておるわけです。

○宮崎(仁)政府委員 確かにこの機構の持つ職員そのものは二十名程度という非常にわずかな職員と考へておりますが、研究に従事する方々はむしろ各方面から集まっていたらいいプロジェクトチームをつくるということでございますから、これは相当の人数の方を動員するということになると思ひます。そうは言ひましても、しかしいま現に政府、各省にある審議会というのは非常に数でござい

ますから、そういったものと問題がぶつかってくるというところはあり得ると思ひます。そういった際に、いま長官がお答えを申し上げましたようなことで今後は運営をしてまいらなければならぬと思ひますけれども、審議会そのものの整理については、すでに行政管理局等で全体の方針も出されておるわけでございまして、この機構の成立いかんにかかわらずそういった方向が進められるということになっておりますので、そういう政府全体の方針とも考え合わせながらこれを運営してまいりたいと思つております。

○岡田(哲)委員 二重にならないようにということは当然だと思ひますので、その点はその程度にとどめておきたいと思ひます。次に、先ほど上坂さんのほうから触れておりました自主性という問題についてであります。非常にくだいようであります。自由な雰囲気とか民主的の管理だとか、ことばとしては非常にすなおに聞けるわけですが、実際民主的な運営なり管理なりあるいは自由な雰囲気というもののつくり方、これはもうたいへん困難な問題だと実は思つておるわけがあります。

そこで、はたして中立性といひますが、自主性というものがほんとうにできるのだろうか、われわれのような野党の立場に立ちますと非常に疑問が多く出てくると思ひます。まず、このシンクタンクで取り上げようとしておりますのは、先ほど長官言われましたように、できるだけ国民の当面の福祉という点を取り上げていくのだという立場から見ますと、政策の立案、決定、それに必要な情報、資料、こういうものをさらに開発していくということになりますと、当面行なおとする政治と非常に密着をしなければならぬということになってくると思つておるわけがあります。そういたしますと、当然それが時の政府の政策立案、行政の上に反映をしていくというふうな思ひますが、その辺についてお考えを承つておきたいと思つておるわけ

要な問題を客観的に妥協的な点を出すということになりますと、時の政府が開発機構における政策を指導するのではなくて、むしろ開発機構の出す政策が時の政府に影響を及ぼすということであつていいのではありませんかと私は思つておるわけがあります。というのは、問題の内容が国民の福祉、生活向上ということでございますので、たとえば公害の問題についてこういうふうなやうにしていけばいいではないかというところは、公害をなくしたいというのは国民みんなの願ひなのでございまして、やはりそういう点から、逆に政府の政策決定により影響を与えていくということが望ましいのであつて、むしろそういうことになると政治の進歩ということではないかというふうに私は思ひます。イデオロギー的な政治論争ということよりも、事実に基づいていかにそれがあつたか、したがつてどう持つていけばいいかということをやつてもよろしいか、このシンクタンクをつくる大きな目的ではないか、私はそういうふうな思つておる次第でござい

○岡田(哲)委員 私は、政策が立案して、国民の支持を得ながら政治がやられていく、こういういまの体制の中から見ますと、かりにこのシンクタンクで自民党の政策と変わったものが出てきた、かりに社会党と同じようなものが出てきたという場合には、当然自民党の政策それ自体を変更せざるを得なくなつてくると思ひます。そういうことになるとたいへんなことだと思ひますので、おそらくそういうものについては自民党の場合にはしないのじやないか、だから、極端な結論を言ひますと、でさ上がつたシンクタンクといふものは自民党のシンクタンクになつてしまふのじやないか、私は実はこういう心配をして一人なのであります。そうではないという一実は、そうではありまじやないかと当然言われると思ひます。そうではないと言われる以上、国民大衆からも非常に中立性で、しかも当面の問題について正しく答えを出してくるというふうなものにするために、これはよほどの知恵と運営その他をしな

いといかぬと思つておるわけですが、長官お考えになつておる、そういうふうな思ひをいたしたため、政策、運営その他具体的にありまじやないとお教へ願ひたい。私のそういう疑問は間違ひであるといううなことがきかちつと云へるやうにひとつお答え願ひたい、こう思ひます。

○小坂国務大臣 自然科学の面で申しますと、一つの一定した方向があるわけですね。自然科学の面で計算して出てくる答えというものは普遍的な妥当性があるわけですから。社会科学の面ではこれが非常に複雑でございまして、そこにいろいろなイデオロギーというふうなものもあるわけでござい

点逆のような気がするのですが、いま言われたとおりでいいのでしょうか。

○小坂国務大臣 私の申し上げる意味は、政府が非常に恣意的にこういう総合開発機構の政策を圧力をかけて変えていくのではないかと、いうふうに思われまして、それはいかぬではないか、ということをお国会においてただされる、その中でもう十分チェックされるのではなからうか、こう思っておりますことを申し上げたわけでございます。

○岡田(哲)委員 総理が管轄責任者といいますが、そういう立場に立つわけですか。これはもう極力くちばしを入れないというふうに言うのでありますが、私は、そういう立場に立ちますと、内容が公正、中立でやったといたしまして、外から見ますと、なかなかならぬに思われないう面があるような気がしてならないわけですが、先ほども触れたのでありますが、ほんとうに中立であり自主性を尊重して民主的運営ができるという具体的な方法がないと、これはどうもさういへんことになる。もう刃の剣ということばがございまして、とにかく正しく運営されればいいわけですが、少し間違えたいへんになるというふうな立場に置かれてはいるものだと思うのであります。

私もよく使うのでありますが、公共企業体の独立採算制というのがありますが、よく公共性とその採算性をミックスすることばでいわれております。ことばとしては非常にいいのでありますが、なかなか不可能であります。中立ということも、これは口では言ってもなかなかむずかしいわけでございます。ですから、それに対する歯どめといえますか、だれが見てもこれは中立性が守れるというほどの手段、方法といふものをきっちりと確立しないか、口で言ってもいかぬのではないかと、こういう気持ちがあるわけですが、その具体的な方法、こういうものをひとつお示し願いたいと思うわけですが。

○小坂国務大臣 あと事務局からまた申してもら

いますけれども、たとえば人事院というものがございまして、これはまことに中立的でありつづけることをやってくれておると私は思うのでございまして、ことに今度のシンクタンクの場合などございまして、これは資金的にもあるいは実態的にも民間の方々のいろいろな活動に期待をしておるわけでございます。そういう点から申しますと、さらに官庁的な色彩は薄いわけでございます。そういう意味で、人事院の状況を見ても、政府は十分この中立的な立場というものを尊重してやっておりますのでございまして、あまりこれをつくつて政府の御用機関になるのじやないかというふうにお考えくださらないで、やはり政府の意図を御信頼いただくことができないものだろうかというふうに思う次第でございます。

なお、もっと制度的に何かございしたら、事務局から補足して申し上げます。

○宮崎(仁)政府委員 二点ほど申し上げておきたいと思ひますが、一つは、機構の組織をどういふふうにつくるかという際に、特殊法人にするとか政府の研究機関にするとかいろいろの考え方があつたわけでございますが、民間の機関として認可法人にしたということがやはりこの自主的な運営をやっていくために一番いいのではないかと、政府は出資はいたしませんけれども、運営の主体は民間の法人でやる、こういうことにしたことが第一点でございます。

それから第二点は、申し上げるまでもないのですが、第一条、第二十五条に自主的な立場ということとを法律上わざわざ明記しておる。特に二十五条では、国は自主性を尊重していくということとをわざわざうたつてあるわけでございます。それから、そういうことで研究評議会の人選あるいは機構の役員の人選、さらにその運営等については、こういう法律の考え方に即してこれから実行していくというところで目的が達せられるのではないかと、こういうふうにお考えをなさしております。

○岡田(哲)委員 その言われていることはわかるのでありますが、これはこれ以上申し上げません

が、とにかく法に自主的と書いてある、あるいは政府を信頼してくれ、中立性を守ります、こういうふうに言うだけでは、外から見ますと、なかなかにたいへんなんで、たとえば研究評議員あるいは役員、こういう者の人選にあつては、その思われなような歯どめをかけるのか、あるいは運営については絶対そうならないような方法をとる、これは今後具体的にひとつ手を打っていただきますようにお願ひをしておきたいと思ひわけでございます。

いままで申し上げたのは政府との関係でありまして、今度は逆に言いますと、民間から出資を仰いでくる、そういう立場に立ちますと、今度は非常に企業サイドといひますか、そういう関係の問題が起つてくるのだと思ひわけでございます。先ほど局長が言われておつたように、当面は民間シンクタンクの育成というふうなことでありますが、私の心配するのは、そういうことでいきますと過保護におちいることはないか、こういう心配であります。その点についてお答えを願ひたいと思ひわけでございます。

(稲村(佐)委員長代理退席、左藤委員長代理着席)

○宮崎(仁)政府委員 先ほど申しましたように、民間シンクタンクとして大体二十くらいのものであるものの経過でできておりましたが、なかなか経営的にはまだ確立していないという実態でございます。しかし、非常に意欲を持ってそれぞれ努力をしておられるわけでありまして、したがって、この機構にいろいろ期待をしておる面もあると思ひますけれども、私も、やはりこういう民間の機関のそれぞれの特色といふものをそれぞれ伸ばしていただくという意味で、この機構のほうで助成をしたりあるいは委託をしたりということとはやりたくないと思ひますけれども、御心配のようには、過保護になつておんぶしつかないかなければならぬ、もうそういうことにはしないようにぜひ心がけていきたいと思ひます。いま考えておる三百億構想といひますと、年間大体二十億ぐらいの資金が使えるという程度のことでございます。

から、まあそれほど大きな金が動くというわけではございません。これ以外に委託費があるかもしれませんが、むしろこれから実際に助成あるいは委託をしていくという過程においては、かなり厳選をしなければならぬだろう、こういうふうにお考えをしております。

○岡田(哲)委員 まあ過保護にならないように努力をするということぐらゐしか出ないかもしれないが、私の心配をいたしますのは、当然当面は民間シンクタンクの育成といふことが主体でありまして、二十億ぐらゐだと言われますが、これに対して各民間のシンクタンクの、ことばは悪いかもしれませんが、ボスのような人が来て、こいつのぶんどり合ひをするのではないかと、心配がしてならないのでありますが、それについてどういふことのお考えになつておられるのか、あるいはそういうことのないようにするためにはどういふうな施策をいま持つておられるのか、お答え願ひたいと思ひわけでございます。

○宮崎(仁)政府委員 その点が、一方からいいますと、内閣総理大臣の認可にかかわつておるといふような形で、行政的に介入がある程度できる担保をとつておる一つの点でもあります。

それから実際の問題としては、やはり研究評議会を非常に重視しております。この評議会にそういう面に見識を持つたりつづける方々に入つていただいて、そしてこの全体の運用方針なり方向をきめていただく。そういうことによつて、いま御心配のようないふことのないようにしたいと思ひます。もちろん役員の人選等についても、そういう配慮のもとに選んでいくべきだと思ひます。このようにお考えをなさしております。

○岡田(哲)委員 役員なりあるいは研究評議員なりといふものの選定については、当然あくまで公正な適切な人といふことを言われるのであります。ところが、どういふようなことをお考えになつておりますか。選考基準といふようなことです。

○宮崎(仁)政府委員 研究評議会のほうから申し上げますと、やはりこういった課題の性格から見まして、そういう問題に非常に見識を持って、しかも広い視野で判断ができるようなそういう方々、これはある程度それぞれの専門を持った学界の方あるいは財界の方、あるいはその他のいろいろの方面の方々が考えられると思いますけれども、広範にお入りいただくことがいいのではないかと、こういうふうを考えております。

それから役員となるべき人たちにつきましては、会長と理事長、理事というところはございまして、けれども、これもやはりこういった問題について非常に見識を持ち、理解を持った方々、特に会長については非常に広い視野を持った方をぜひお願いしたいと思ひますし、また理事長については、問題の性格から見まして、国際的な視野も必要でありまして、仕事の実行力という点に重点を置いて、大いにばりばりやっていた方がいいように思ひます。実際の運営にあたりましては、この研究評議会というものを相当重視していきたい、こう思っております。

○岡田(哲)委員 どうもこの法律を立案するときの作業、作業と申しますか方法のようございまして、民間から出資を仰ぐ。私どもの常識からいって、出資をする以上、やはり利益というものを考えない出資は考えられないのでありますが、当然民間から出資を仰ぐ。いま申し上げたようなあまり利益にならないような状態だといいたしますと、当然出資というものが集まらないのではないかと、私はこういう心配をするわけでありまして、大体出資についてはめどが立っているのか、あるいは出資をした場合の権利といふか、そういうものは、この法の中では、どうも報告を受ける権利と解散したときの財産分与の権利と二つだけで、あとは何もありませんというところのようでありまして、私は、そういうことだけで出資をするということは非常に困難ではないか、こういうふうにあるのでありますが、その出資の関係について、それとその権利の点についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○宮崎(仁)政府委員 出資者の権利は、いま御指摘のとおり二点だけでございまして、特に言うほどの利益があるものではございません。しかし、取り上げる課題というものは、言ってみれば、民間の企業あるいは公共団体等から見ますと非常に重要な課題であり、そういう問題についての企業の責任であるとか、社会的な使命とかいうふうなことがいふ非常に認識されてきつたところにあるわけでございますので、私どもは、そういう意味で、この出資あるいは場合によっては寄付も一部あるかもしれないけれども、そういうことで協力をしていたら、こう思っております次第でございます。現に民間だけのシンクタンクで何か特別な相当大きなものをつくろうかというふうな構想もいろいろいわれておるような状況でもございまして、アメリカあたりでいいますと、いろいろ財団という形ですでに七千億ドルくらいの金が基金として集まっておりますというふうな、これは長い期間もございまして、そういう状況から見しても、わが国の国力から見て当然このくらいのは期待し得るのではないかと、こう思っております次第でございます。

○岡田(哲)委員 いまも触れましたように、企業の社会的責任がだんだん芽ばえてきたというふうな言われるわけでありまして、いま企業がやっておりますシンクタンクというものはあくまで利潤追求といふか、将来を目標に利潤を求めるといふか、それぞれの企業がシンクタンクを持っておりますのであります。今度つくろうとしているシンクタンクは、問題は、先ほども触れましたように、当面の政策立案、そういうものが出てくると思うので、地方自治体などは当然強力にこれに参加をしていくというふうな思ひます。企業に呼びかけて出資をさせるといふ点については、まことに、これに入つてもみずから利益にならない。出た答えというものをうまく使おうとはするのではないかと、そういう点が感じられてならぬのであります。

○小坂国務大臣 よく官民合同と申しますけれども、その場合の民というのは、この際は企業と考へておられるわけでございます。企業は利潤追求といふことが一応のたてまえになっておりますけれども、いまの民間企業の代表者の中で特にこうした公的なものへの参加を求めるという人たちがいるものは、相当に、自分のところの会社のことよりも日本の経済界全体の先行きのことを考える人たちがございまして、日本経済の全体を考えると、これは、とりまおさず日本の国民生活の今後を考えると、非常に公的な視野に立ち得る人たちがあつて、こう考えます。そういう人たちが必ずおるといふふうに私も思っております。そういう諸君の参加を求めてまいりたいというのがこのシンクタンク構想の一つのねらいであるわけでございます。役所がやるのはいいのでございまして、けれども、やはり役所だけでは何か硬直してしまつて、動いてまいりません時代の先見性というものが欠けるものが出てくる。そこで、民間の有識者の潤滑な先見性というものを利用してまいりたいというのがこのシンクタンク構想になっておるわけでございます。このシンクタンク構想は、何れも金を出したから特別にいい説明をもらえんというふうな、そういう狭い見解の人はむしろこういうところに来ないのではないかと、いふふうに考えまして、御疑念もわからぬわけではございませんけれども、そういう点は排除していき得る、こういうふうな私どもは思っております。

○岡田(哲)委員 そうなりますと、いま言った出資というよりも社会的責任といふか、そういうものに根ざしたものは社会的にいいことだからといふことで寄付金というふうな意味ならば非常によくわかるのでありますが、出資でなしに寄付金といふようなことにならぬのでしょうか。

○宮崎(仁)政府委員 先ほど申しましたように、全体構想としては一応三百億の基金をつくるというところを考へておまして、その半分くらいを政府が出すということに考へておるわけでございます。したがつて、民間側からも出資を仰いでいくという形がいいのではないかと、このように考へておるわけでございます。しかし、確かに税法の関係その他から考えますと、一部寄付金になるということもあり得ると思ひます。これは四十八年度については一応三十億がございまして、それから後の何年かかかると思ひますけれども、その間に基金を造成していく過程でその辺の運用は考へていきたいと思ひます。

○岡田(哲)委員 三百億構想、その半分くらいを政府が長年かけて出していく、こういう構想だと思つておられますが、その半分くらいは民間から出してもらなければならぬ。問題は、その構想上からいいますと、かりに民間資金が思うように集まらなかつたという場合には一体どういふことになつていくのでしょうか。

○宮崎(仁)政府委員 この二年間の準備期間を通じていろいろの意見交換も行なわれておりますし、また検討もいたしてまいりましたので、私どもとしては、大体先ほどから申し上げておりますように、資金は十分集まるであらう、こういう判断をいたしておりますけれども、もしかりにどうしてもそういう出資の形でその資金が十分でないという場合には、また政府出資の形をどうするか、あるいは全体の基金構想の規模を若干縮小するかといふようなことも検討しなければならぬ場合もあるかと思ひます。しかし、ただいまのところは、私どもとしては、もうすでに二年ほど前に千億円財団なんという話もあつたくらいでございますから、これはもうこの構想で考へておる程度のことでは当然御協力いただける、こう判断しております。

○岡田(哲)委員 その思ふことと申して、私どもは、かりに民間のほうも思うように集まらなかつたという場合も私心配なのでありますが、政府側からの出資も、かりに二年たつてみた、しかしあまり思うようによろしくない、こういうことになる、大蔵省査定あるいは国会の中でそれだ

け出すのはおかしいじゃないか、こんなふうな議論になつてきた場合には、いま言われた三百億構想というのはくずれていくように思うのであります。そういう意味で、問題はおそらくこの三百億構想になつたときの——これが仕上がりといひますか、そこを目標として準備をされていかれると思うので、その間に、いま言ったような不測の事態、予想しないような事態が私は起こらぬとはいへないと思うのであります。そういうようなことについては一応御検討なされたと思うのであります。ただ、みんな協力してくれるであろうという期待感だけで、はたしていけるものだろうか、こういう心配がありますので、ひとつそれを晴らしていただきたいと思うのです。

○小坂国務大臣 岡田委員の御指摘はごもっともだと思います。やはり政府がまず相当に張り込んで予算を取っていかねばならぬ、これが一つでございますが、民間のほうの資金が集まるかどうかということは、やはり会長となるべき人の信頼度にもよるのではないかと、いふふうに思いますので、非常に経験の豊かな、しかも国家的視野に立ち得る、しかも人望のあるいい人を選ばなければならぬ、この点がこの構想を成功させ得るかどうかの一番のポイントではないかというように思っております。間違ひなくやっておりますまい、こう私は思っております次第でございます。

○岡田(哲)委員 時間がなくなつてまいりましたので簡単に答えたいと思つたのであります。いま三百億構想、これは何年間で完成をしようという計画になつておるのですか。

○宮崎(仁)政府委員 これは構想でございます。債務負担行為その他をとつておりませんから、政府側の問題としても何年でやるということをお約束申し上げるわけにいきませんけれども、一応財務当局その他とも相談しておりますのは三ないし五年間にやるというつもりでございます。

○岡田(哲)委員 いま言われた構想、三年ないし五年でやるということで、情報、資料の収集、整理、検索、レポートの印刷、研究者の研修、施設の利用、こういう事業をやるわけでありまして、この三年ないし五年の間に、一体職員全体の人員、それから組織がどうなつていくのか、経費がどうなつていくのか、研究者がどういう形になつていくのか、おそらく写真集をお持ちだろと思うのであります。それをひとつ発表していただきたいと思つておるわけではあります。

○宮崎(仁)政府委員 三百億の構想ができたときにおいて大体使える金というのは十九億五千万円程度ということになります。その際には人員が二十五人くらい、こう思つておりますが、とりあえず四十八年度三十億円の支出でございまして、民間も三十億と考へておりますが、事業の規模としては年度の後半だけでございまして、一億九千万程度となります。したがつて、人間のほうもそれに比べて少なくなりまして、職員についてはでき上がりで二十人でございまして、四十八年度は十人程度で考へていきたいと思つております。逐次事業規模を増大し、また職員もふやしていく、こういうふうな運営してまいりたいと思ひます。

それから、研究者の数等につきましては、この研究費の大きさによりまして、また課題の選び方によりましていろいろ動いてまいりますが、当然最終年度の姿においてはかなりの規模のことができると思つております。

○岡田(哲)委員 あとは、優秀な人材こそシンクタンクの基礎的な成立基盤である、こういうこととでございます。当然だと思つたのであります。私が心配する点を申し上げます。簡単にお答えをお願いしたいと思つたのであります。これで見ますと、まず学者の関係で見ますと、工学、科学、数学、経営学、政治学、行動科学、心理学、社会学、文化人類学、哲学、あらゆるものが結集されると思つたのであります。こういう学者というのは、非常に閉鎖的といひますか、専門的といひますか、そういう人たちがあつて、そこからその人材を持ってくる、これをシンクタンクにいくといひ

う点がなかなか困難だといふふうに思つたのであります。その辺はどういうふうにお考へでしようか。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘のとおり、その辺が非常にいままでむずかしかつたわけでございまして、四十六、四十七年度において、人材の養成等も含めていろいろの調査をやつてきたという過程を通じて、比較的若い学者の方が多いと思ひますけれども、御参加をいただけたかかなりの成果をあげてきておるわけでございまして。こういったことをこれからますます広げていくということ、この構想を考へておるわけでございまして。

また、その法律的な問題といたしますと、第二十五条の自主性の尊重とともに国の援助の規定がございまして、これによりまして、たとえば政府関係の研究機関から出向していただく、休職して出向するといふことができるようになり、大学関係あたりもこれは応援をしていただける形になると思ひます。そういうようなことで実際の担保もしてまいりたいと思ひますが、要は、御指摘のございまして、この機構そのものの運営が中立的に、かつ成果のあるやり方ができるかどうかといふことにかかつておる、こういうふうに私も感じております。

○岡田(哲)委員 ですから、いま言つた、そういうような学者別の優秀な人材を集めてくることはなかなか困難だといふふうに思ひます。さらに、年齢別に見ますと、まあ私もまだ若いほうだと思つたのであります。非常に断絶を感じるのがあります。二十代、三十代、四十代、ずっと年代別に追つて見ても、なかなか今度は年齢別に判断をしても困難な点が多い。さらに、性別といひますか、男女別の問題も起つてくるでしよう。身分別といひますか、そういう問題も起つてくるでしよう。地域別の問題も起つてくる。そういうふうないろいろな問題をかかえながら優秀な人材を集める。そこにシンクタンクの基礎的な成立基盤がある。こういうふうに実は言つておるし、私も優秀な人材が集まらない以上、

これはもうシンクタンクにならぬといふふうに思つたのであります。問題は、どのような施策のもとに優秀な人材を集めて、しかもそれを散らすに有効適切に使つていくかという辺が、口では言つてもなかなか困難だと思ひます。非常に非常にりつぱな文章ででき上つておるものであります。が、「そのためには、最高の待遇と自由な雰囲気により、すぐれた創造的な活動を引き出す環境をつくらねばならない。特に人材を集めるために、年功序列を離れた個人の能力による報酬の保証と同時に、国際的な交流を可能とするような給与体系が必要である。」こういうふうにいわれておるわけであります。このとおりだといふふうに思つたのであります。いま、長官、こういうことが、口で言つておるだけで、文書でなくて、實際できるような自信を持つておられるかどうか、この点をお伺ひしたいわけではあります。

○小坂国務大臣 御指摘のとおり、一番重要な点はその点であるかと思ひます。頭腦のないシンクタンクでは話にならぬわけでございまして、そこで私も、いわゆる官製の団体でなくしたいといふふうに思ひまして、民間のりっぱな人が会長になつて、なるほどあの人がやつておるのだつたらいいであらうといふような雰囲気は漂うような、そういうものがまず必要だといふふうに思ひました。しかし、なかなか民間の金といつても、そう簡単に集まるものでもございせん。そこで政府も出資をしよう、こういうふうにお考へておるわけでございまして。

しかし、政府が金を出したからといって、あるいはそうした政府が認可する法人であるからといって、政府がいろいろ口を出すことは百害あつて一利なしといふことで、できるだけ自由な雰囲気をつくつていくように考へておるわけでございまして、政府によつてその存立を担保し、民間の非常に知識の高い人によつて活動を担保する、そういうことで、人材を集めるにはこの形が一番いいんじゃないか、こう私は考へておるわけでござい

自信があるかと言われますと、どうも私も気の弱いほうで、あまり自信があるといつてみえを切るのには苦手なのでございますけれども、こういうものが必要であると言われている以上は、この形はこの目的に沿う最良の形であろうということを申し上げたいと思うのです。しかも、それに向かつて、政府も、私どもとしては、もう最善の努力をするということを申し上げる以外にないと思ひます。

○岡田(哲)委員 もうこれで最後にいたしますが、能力による報酬の決定、年功序列を離れた問題あるいは国際的な給与体系、こういうものを實際どのようにいまやろうとお考えになっておられるのか。これはことばでなしに、いまこういう形なら集まりそうだという点がありましたら出していただきたいと思ひます。

○宮崎(仁)政府委員 法律的な問題から申し上げますと、こういった法人をつくる場合には、給与の基準等について関係大臣の、要するに行政機関の認可を必要とするようになっておりますが、その規定をはずしておりますということは、自主的にきめ得るということになります。

実際にこの研究者等についての給与をどういうふうな形でやっていくかということは、これは民間シンクタンクでも現に経験しておるわけでございしますけれども、そういった行政機関での制約をなくして、そうして機構における自主的な運営でやっていく。その場合には、内部的にある程度の方針というものはきめることになると思ひますけれども、大体いまお読み上げになりましたような考え方でやってまいりたいと思っております。

○岡田(哲)委員 もう時間が参りましたのでこれで終わりますが、とにかくいままで申し上げたような非常に——はたしてできるだろうか。口だけでは努力するとか、あるいはそういうふうにしたという願望が多いわけでありまして、いまの成立基盤になる優秀な人材を集めるだけでも、私は、いままでの御答弁では、なかなか困難性が伴うというふうに考えるわけでありまして、きようは一

応そのバックグラウンドといひますか、この立法を取り巻くものの方といひますか、そういう点だけお伺ひしたのでありまして、まだまだ内容についてわからない点がたくさんございしますので、さらに質問を留保いたしまして、きようは終りたいと思ひます。

○左藤委員長代理 次回は、明九日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時三十九分散會

商工委員会議録第十九号中正誤

ページ	段 行	誤	正
二〇	三	買し占め	買占め
二二	四	そうして	どうして
二五	五	しがたいまして	しがたいまして